

京 都 府 水 防 計 画

令 和 7 年 度

京 都 府

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 目的	1
第 2 節 計画の内容	1
第 3 節 安全配慮	1
第 2 章 用語の定義	2
1 用語の定義	
第 3 章 水防の責任	5
1 京都府の責任	
2 水防管理団体の責任	
3 気象庁長官（京都地方气象台）の責任	
4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任	
5 知事の責任	
6 市町村防災会議の責任	
7 市町村の責任	
8 水防管理者又は量水標管理者の責任	
9 居住者等の義務	
10 水防協力団体の義務	
第 4 章 水防組織と機構	9
第 1 節 水防活動の組織	9
1 災害警戒本部・災害警戒支部	
2 災害対策本部・災害対策支部	
3 災害対策本部建設交通部の組織	
4 建設交通部各班の事務分掌	
5 地方災害対策支部（水防担当地方機関）の事務	
第 2 節 重要水防区域（箇所）等	16
第 3 節 指定水防管理団体	16
第 4 節 地方機関の水防担当区域	17
1 土木事務所等水防担当区域、水防担当部門（河川、砂防、海岸、港湾、道路）	
2 広域振興局等の水防担当区域、水防担当部門 （ため池、頭首工、用排水樋門排水機）	
第 5 章 予報及び警報等	18
第 1 節 大雨・洪水に関する予警報等	18
1 気象庁が行う水防活動用注意報及び警報	
2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報	
3 気象観測所の配置	

4	国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報	
5	国土交通省が行う水防警報	
6	京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報	
7	京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等	
8	ダム管理者が行う放流連絡	
第 2 節	地震及び津波に関する予警報等	51
1	津波警報等	
2	地震情報及び津波警報等	
第 3 節	情報等の伝達	56
第 6 章	雨量・水位等の観測・予測・通報及び公表	57
第 1 節	雨量の観測及び通報	57
1	雨量の観測	
2	雨量の通報	
3	障害時の通報	
第 2 節	水位の観測及び通報	58
1	水位の観測	
2	水位の通報	
3	障害時の通報	
第 3 節	雨量・水位、ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表	58
第 4 節	水位の予測	59
1	水位等の予測	
2	予測情報の先行配信	
3	水位予測及び氾濫区域予測の通知	
第 5 節	連絡系統	60
第 7 章	ダム・水門等の操作	61
1	ダム・水門等	
2	操作の連絡	
3	連絡系統	
第 8 章	水防通信連絡	61
1	水防上緊急を要する通信について	
2	通信使用協定について	
第 9 章	輸 送	62
第 10 章	水防用設備資材器具	62
1	指定水防管理団体の水防倉庫及び資器材等備蓄基準	
2	水位計（量水標）	

第 1 1 章	水防活動に関する諸規定	64
第 1 節	公用負担	64
1	公用負担権限証明書	
2	公用負担命令書	
第 2 節	優先通行の標識	64
第 3 節	水防信号	65
第 1 2 章	水防活動	66
第 1 節	水防体制	66
1	本庁における水防体制	
2	土木事務所の水防体制	
3	広域振興局の水防体制	
4	大野ダム総合管理事務所の水防体制	
5	水防管理団体の水防体制	
6	ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制	
7	堰堤管理者の水防体制	
第 2 節	水防管理団体の出動	68
1	非常配置	
2	出動	
3	出動の援助協力	
第 3 節	出動・水防開始・堤防・ため池等の異常に関する報告	69
1	出動、水防開始、堤防等の異常に関する報告	
2	ため池等の異常に関する報告	
第 4 節	決壊等の通知	69
第 1 3 章	土砂災害対策	70
1	土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達	
2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
3	京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視	
第 1 4 章	道路防災対策	74
第 1 節	交通規制に関する計画	74
1	交通規制対策	
2	交通情報の収集及び提供	
第 2 節	異常気象時における道路通行規制要領	74
1	京都府管理道路における規制要領	
第 1 5 章	避難のための立ち退き	93
1	立ち退き計画の作成	
2	立ち退き指示	

3 立ち退き指示の徹底

第 16 章 応急復旧	93
1 河川における応急復旧	
2 道路・橋梁等の応急復旧	
第 17 章 水防解除	94
1 水防管理者	
2 土木事務所長	
第 18 章 水防活動報告	94
第 19 章 水防訓練	94
第 20 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	95
1 洪水対応	
第 21 章 大阪府及び兵庫県との協定事項	107
1 大阪府との協定事項	
2 兵庫県との協定事項	
第 22 章 土地の立入の身分証明書	110

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、府内の河川及び海岸の洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 計画の内容

本計画においては、「京都府管内の水防上必要な監視・予報・警報・通信連絡・輸送・ダム・水こう門の操作」、「水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体の活動及び水防管理団体間の協力応援」並びに「水防に必要な器具・資材及び水防倉庫の整備及びその運用」について、その大綱を示す。

第 3 節 安全配慮

水防管理者は、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第 2 章 用語の定義

1 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合をいう。

(2) 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定することができる。

(3) 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長をいう。

(4) 消防機関（法第 2 条第 4 項）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(5) 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

(6) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項、法第 12 条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

(8) 水防協力団体（法第 36 条第 1 項及び第 2 項）

水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(9) 洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣

又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

(10) 水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(11) 水位周知河川（法第 13 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）

都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第 10 条第 3 項若しくは前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

(14) 水位の公表（法第 12 条第 2 項）

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報へ注意喚起となる水位をいう。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示発令の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20) 洪水浸水想定区域（法第 14 条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

第 3 章 水防の責任

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 京都府の責任

京都府内の水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。（法第 3 条の 6）

2 水防管理団体の責任

水防管理団体である市町村及び水防事務組合は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

これは、水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具及び資材を整備するなど、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動などを実施することである。（法第 3 条）

3 気象庁長官（京都地方気象台）の責任

[洪水予警報等の周知]

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を京都府知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 10 条第 1 項）

4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任

[洪水予報の通知]

- (1) 淀川（淀川、木津川、桂川）及び由良川に洪水のおそれがあると認められるときは、それぞれ大阪管区気象台、京都地方気象台と共同して、その状況を水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して京都府知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 10 条第 2 項）

[洪水浸水想定区域の指定・公表・通知]

- (2) 国土交通大臣は、淀川（淀川、木津川、桂川）及び由良川について洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。（法第 14 条第 1 項及び第 3 項）

[水防警報の通知]

- (3) 淀川幹川・淀川支川桂川・淀川支川木津川・淀川小支川名張川及び由良川下中流について洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときは水防警報を発し、京都府知事に通知しなければならない。（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）

5 知事の実任

[洪水予報の指定・通知]

- (1) 知事は、流域面積が大きい河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、京都地方気象台と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 11 条）

[水位到達情報の通知・周知]

- (2) 知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、国民経済上相当な被害を生じるおそれがあるとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 13 条第 2 項）

[洪水浸水想定区域の指定・公表・通知]

- (3) 知事は、洪水予報河川に指定した河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）について、洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。（法第 14 条第 1 項及び第 3 項）

[国が行う洪水予報の通知]

- (4) 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに水防計画に定める水防管理者及び量水標管理者にその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。（法第 10 条第 3 項）

[水防警報の発表]

- (5) 知事は、河川、沼湖及び海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表しなければならない。（法第 16 条第 1 項）

[水防警報の通知]

- (6) 知事は、(5)の水防警報をしたとき、又は国土交通大臣が行う水防警報の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係ある機関に通知しなければならない。（法第 16 条第 3 項）

6 市町村防災会議の実任

[伝達方法等の定め]

- (1) 市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。（法第 15 条第 1 項）

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
- ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）

[地下街等における伝達方法の定め]

- (2) 市町村防災会議は、(1)の③により規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため洪水予報、水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。
(法第 15 条の 2)

7 市町村の責任

[洪水予報等の周知]

市町村は、市町村地域防災計画で定められた第 6 項(1)の①～③について、これらを記載した印刷物の配布等により住民に周知させなければならない。（法第 15 条第 3 項）

8 水防管理者又は量水標管理者の責任

[水位の通報]

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が通報水位を超えるとときは、その水位の状況を、水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。（法第 12 条第 1 項）

[氾濫注意水位（警戒水位）の公表]

- (2) 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を、水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法第 12 条第 2 項）

[水防団等の出動]

- (3) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。（法第 17 条）

9 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

10 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報（法第 25 条）
- ② 決壊後の処置（法第 26 条）
- ③ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④ 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤ 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

第 4 章 水防組織と機構

第 1 節 水防活動の組織

1 災害警戒本部・災害警戒支部

建設交通部河川課長・砂防課長、各土木事務所長等は、災害警戒本部(支部)及び災害対策本部(支部)が設置された場合の水防待機要領を作成するものとする。

(1) 基本配備

京都府に気象業務法第 14 条の 2 第 1 項の規定による大雨注意報、洪水注意報が発表され、災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	—	—	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 3	警備第一課 2

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 2～3	(洪水警戒体制実施要領による)

(2) 1号配備

気象業務法に基づく予報警報が府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき、又は京都府の地域に大雨警報が発表され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	健康福祉 総務課 1	農村振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 6	警備第一課 2

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 4～11 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所 2～4	(洪水警戒体制実施要領による)

(3) 2号配備

大雨その他異常な自然現象により河川施設に災害が発生しはじめたとき、又は台風が近畿地方に接近することが予想され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉 総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 下水道政策課 1	警備第一課 3

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 8～22 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所 4～8	(洪水警戒体制実施要領による)

(4) 3号配備

風水害における特別警報が発令されたとき、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
災害対策本部設置に備えた体制				

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	(災害警戒支部規程による)	(洪水警戒体制実施要領による)

(5) 津波に関する災害警戒本部

津波注意報若しくは津波警報・大津波警報の発表により災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

	津波注意報	津波警報・大津波警報
知事直轄組織		秘書課 1 職員総務課 1 会計課 1
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 15
総務部		総務調整課 1
総合政策環境部		政策環境総務課 2
文化生活部		文化生活総務課 1
健康福祉部		健康福祉総務課 1
商工労働観光部		産業労働総務課 1
農林水産部	水産課 1	農政課 4 水産課 1
建設交通部	河川課 2 砂防局 1	監理課 1 河川課 3 砂防局 1
教育庁		総務企画課 1
警察本部	警備第一課 1	警備第一課 1

(6) 災害警戒本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したときは、知事（災害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

(7) 災害警戒支部の設置及び閉鎖

ア 災害警戒本部の地方組織として、広域振興局長を支部長とする「災害警戒支部」を設置する。

イ 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。

ウ 災害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

2 災害対策本部・災害対策支部

(1) 災害対策本部の設置及び閉鎖

ア 災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、状況判断（※）を踏まえ、知事（災害対策本部長）が決定する。

※状況判断

- 1 府内における降雨状況及び降雨予想
- 2 府内主要河川の水位変動状況
- 3 台風の進路予想
- 4 府内各地の被害発生状況
- 5 近畿地方各府県の防災体制
災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。
- 6 府内市町村の災害救助法の適用状況
- 7 府内市町村の災害対策本部の設置状況

イ 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事が閉鎖を決定する。

(2) 災害対策支部の設置及び閉鎖

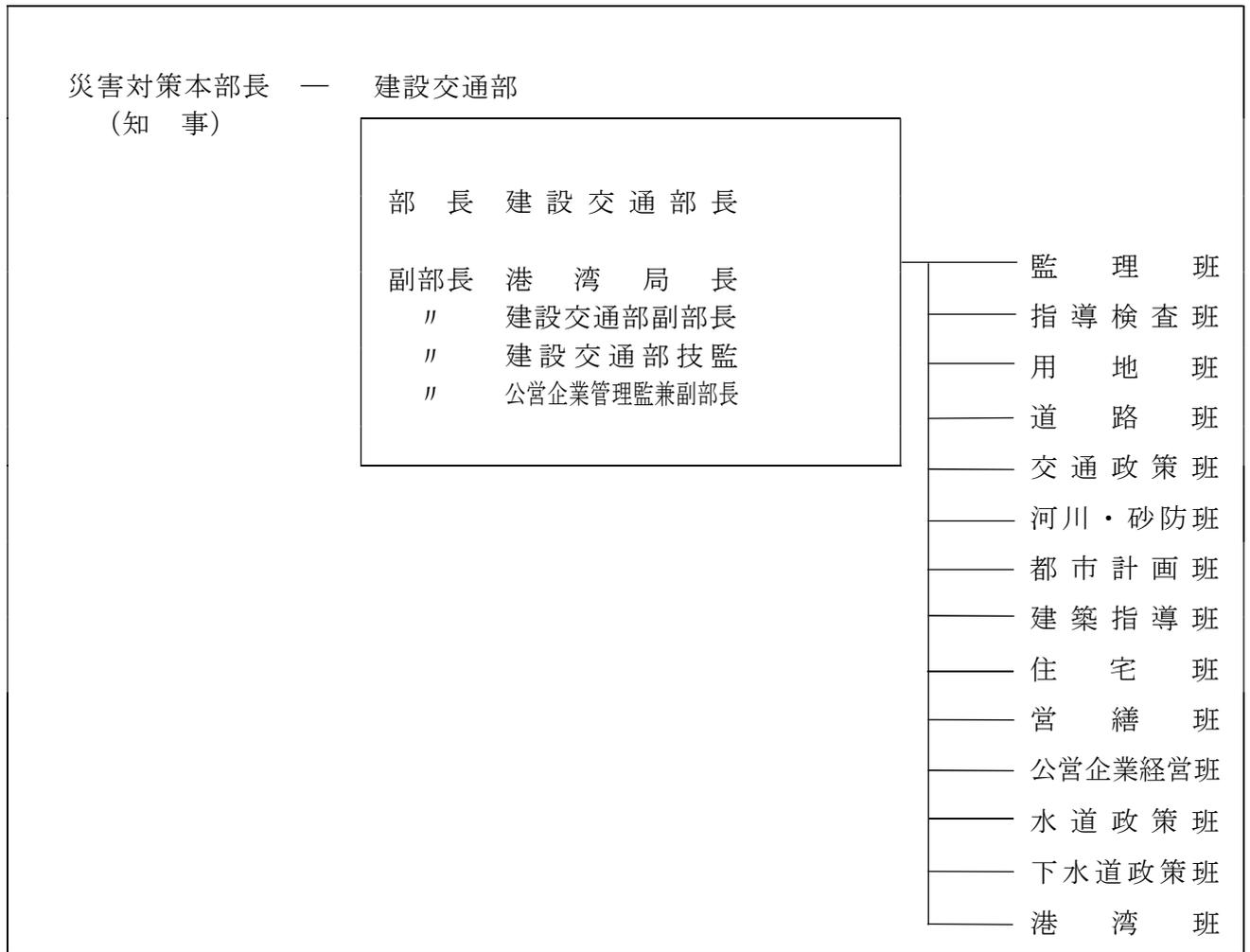
ア 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする「災害対策支部」を設置する。

イ 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。

ウ 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握、連絡調整、助言等を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るよう配慮するものとする。

エ 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るものとして、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

3 災害対策本部建設交通部の組織



4 建設交通部各班の事務分掌

班 名	事 務 分 掌
監 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。
指 導 検 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。
用 地 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。
道 路 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。
交 通 政 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。
河 川 ・ 砂 防 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方气象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。
都 市 計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。

班 名	事 務 分 掌
建 築 指 導 班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。
住 宅 班	1 府営住宅の応急修理に関する事。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事。
営 繕 班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。
公営企業経営班	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。
水 道 政 策 班	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
下 水 道 政 策 班	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関する事。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関する事。
港 湾 班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関する事。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。

5 地方災害対策支部（水防担当地方機関）の事務

所轄区域内水防管理団体の技術指導、その他現地における一切の水防事務に関する事。

第2節 重要水防区域（箇所）等

京都府内の河川のうち、その現状から見て洪水の場合において、公共上に及ぼす影響が大きく、特に、警戒防御を図る必要が認められるものについて、その区域を重要水防（箇所）区域に指定する。その区域を資料編に示す。

（資料）国土交通省重要水防箇所 資料編 301～324 頁
京都府重要水防区域 資料編 325～345 頁

また、2 m以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を出水時における重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。その区域を資料編に示す。

（資料）京都府河川重点警戒箇所 資料編 346～358 頁

第3節 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある市町村及び水防事務組合を指定水防管理団体に指定する。

その団体を資料編に示す。

（資料）水防管理団体の水防要員現況 資料編 359 頁

第4節 地方機関の水防担当区域

1 土木事務所等水防担当区域、水防担当部門（河川、砂防、海岸、港湾、道路）

公所名	区域	対象予報警報区域	
		一次 細分 区域	市町村等 をまとめた 地域
京都土木事務所	京都市(右京区嵯峨越畑及び西京区の一部を除く)	南部	京都・亀岡
乙訓土木事務所	京都市西京区の一部・向日市・長岡京市・乙訓郡		京都・亀岡
山城北土木事務所	宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久世郡・綴喜郡		山城中部
山城南土木事務所	木津川市・相楽郡		山城南部
南丹土木事務所	京都市右京区嵯峨越畑町・亀岡市 南丹市・船井郡		京都・亀岡 南丹・京丹波
中丹東土木事務所	舞鶴市（舞鶴港を除く）・綾部市	北部	舞鶴・綾部
中丹西土木事務所	福知山市		福知山
丹後土木事務所	宮津市・京丹後市・与謝郡		丹後
港湾局港湾施設課	舞鶴港		舞鶴・綾部

2 広域振興局等の水防担当区域、水防担当部門（ため池、頭首工、用排水樋門排水機）

公所名	区域	対象予報警報区域	
		一次 細分 区域	市町村等 をまとめた 地域
農村振興課	京都市・向日市・長岡京市・乙訓郡	南部	京都・亀岡
山城広域振興局	向日市・長岡京市・乙訓郡 宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久世郡・綴喜郡 木津川市・相楽郡		京都・亀岡 山城中部 山城南部
南丹広域振興局	亀岡市 南丹市・船井郡		京都・亀岡 南丹・京丹波
中丹広域振興局	舞鶴市・綾部市 福知山市	北部	舞鶴・綾部 福知山
丹後広域振興局	宮津市・京丹後市・与謝郡		丹後

第 5 章 予報及び警報等

第 1 節 大雨・洪水に関する予警報等

1 気象庁が行う水防活動用注意報及び警報

京都地方気象庁が行う「水防活動の利用に適合する（以下、「水防活動用」という。）注意報及び警報（以下、「予報警報」という。）」の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

(1) 予報警報の区域

ア 京都地方気象庁の予報警報の区域を「京都府予報警報区域細分表」（25 頁）に示す。

イ 一次細分区域とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定常的に細分して行う区域をいう。

二次細分区域とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

市町村等をまとめた地域は、放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

ウ 京都府南部地域は「南部」と、京都府北部地域は「北部」と略称する。

エ 境界線を「京都府予報警報区域細分図」（26 頁）に示す。

(2) 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動用予報警報は、水防管理団体等に迅速かつ適切に水防活動指針を与えるとともに、一般住民（公私の団体を含む。以下同じ）への周知により、相応の対策を促すためのものである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される 大雨警報（土砂災害）は警戒レベル 3 に相当

	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される 警戒レベル5に相当
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 警戒レベル4に相当
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される 警戒レベル4に相当
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 警戒レベル3に相当
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 警戒レベル2
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される 警戒レベル2（高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当）
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 警戒レベル2

(3) 予報警報の発表基準

予報警報の種類ごとの発表基準を「特別警報基準表」および「注意報・警報発表基準表」(27～39 頁) に示す。

(4) 予報警報の継続・切替・解除

ア 注意報は災害が発生するおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

ウ 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

(5) 伝達方法等

ア 注意報・警報は、定型化された形式により伝達する。

イ 注意報・警報の伝達手段及び経路については、資料編 (112 頁) に定める。

2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

(1) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発せられたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされ

	<p>る警戒レベル3に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 気象情報（全般、近畿地方、京都府）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に気象庁本庁から全般気象情報が、大阪管区気象台から近畿地方気象情報が、京都地方気象台から京都府気象情報が発表される。

ア 台風に関する気象情報

「令和〇年台風第〇号に関する京都府気象情報」（以下、「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

発表開始の目安は、台風の強さや進行状況によるが、京都府に影響するおそれが強まった時点とし、影響が弱まった時点での情報には、「終了」の通知を含めて発表する。

台風情報は、定型化された形式により伝達する（資料編 150 頁）。

伝達の手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

イ 大雨に関する気象情報

「大雨に関する京都府気象情報」（以下、「大雨情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

大雨情報は、大雨が予想される気象状況について、注意報又は警報発表の予告的情報として、また、注意報・警報の継続中に気象状況の変化・降雨の実況と予測・防災上のコメント等を報ずる。

大雨情報は、大雨が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

大雨情報は、定型化された形式により伝達する（資料編 151 頁様式②）。

伝達の手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足す

るため「記録的な大雨に関する京都府気象情報」、「記録的な大雨に関する近畿地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

ウ その他の気象情報

長雨、異常潮位等、その他定型化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を用いないが、正確で迅速な伝達に努める。伝達的手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村等（ただし、平成16年以降に合併した市町は旧市町、京都市域は行政区。京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

発表基準等について、

ア 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。

平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検証対象災害事例（1991年～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

イ 過去の災害がない1キロメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

ウ 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）

され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される（資料編151頁様式③）。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

京都府の雨量による発表基準は、1時間90ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

記録的短時間大雨情報は、定型化された形式により伝達する（資料編151頁様式③）。

伝達的手段及び経路については、注意報・警報の場合に準ずる。

記録的短時間大雨情報は、まれにしか発表されないが、格別に緊急を要する情報である。

伝達に当たっては、速報に努める。

3 気象観測所の配置

京都地方気象台所属のアメダス観測所を「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表」（資料編 292 頁）に、その配置を「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図」（資料編 293 頁）に示す。

京都府予報警報区域細分表

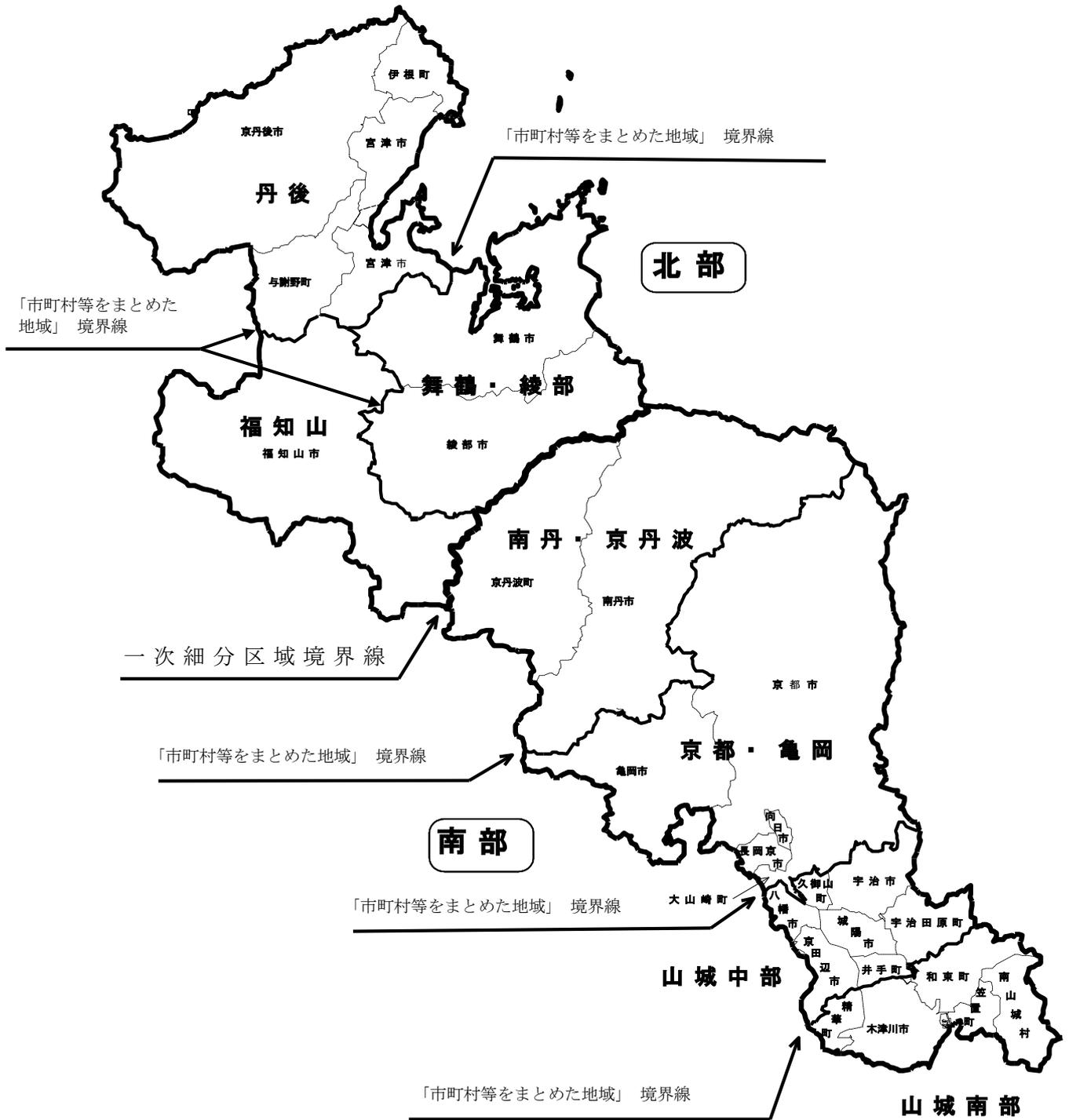
府県予報区	一次細分区域名	二次細分区域名	市町村等をまとめた地域
京 都 府	北 部	宮 津 市 京 丹 後 市 伊 根 町 与 謝 野 町	丹 後
		舞 鶴 市 綾 部 市	舞鶴・綾部
		福 知 山 市	福 知 山
	南 部	南 丹 市 京 丹 波 町	南丹・京丹波
		京 都 市 亀 岡 市 向 日 市 長 岡 京 市 大 山 崎 町	京都・亀岡
		宇 治 市 城 陽 市 八 幡 市 京 田 辺 市 久 御 山 町 井 手 町 宇 治 田 原 町	山城中部
		木 津 川 市 笠 置 町 和 束 町 精 華 町 南 山 城 村	山城南部

注1：「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して行う区域

注2：「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

注3：「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

京都府予報警報区域細分図



● 気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報基準表

種類の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

● 気象等に関する特別警報の指標（発表条件）

○ 指数を用いた大雨特別警報（土砂災害、浸水害）の基準値

「大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値」「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる表面雨量指数の基準値」「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値」参照

○ 台風等を要因とする指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

(注1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている高潮警報が、特別警報として発表されることに留意。

(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報が、特別警報として発表されることに留意。

大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値

令和2年7月30日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	土壌雨量指数
京都・亀岡	京都市	291
	亀岡市	291
	向日市	297
	長岡京市	301
	大山崎町	301
南丹・京丹波	南丹市	291
	京丹波町	290
山城中部	宇治市	296
	城陽市	291
	八幡市	297
	京田辺市	292
	久御山町	—
	井手町	288
	宇治田原町	290
山城南部	木津川市	291
	笠置町	293
	和束町	293
	精華町	288
	南山城村	294
丹後	宮津市	292
	京丹後市	291
	伊根町	296
	与謝野町	292
舞鶴・綾部	舞鶴市	291
	綾部市	295
福知山	福知山市	294

※基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表します。

大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる表面雨量指数の基準値

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数
京都・亀岡	京都市	36
	亀岡市	33
	向日市	36
	長岡京市	35
	大山崎町	32
南丹・京丹波	南丹市	27
	京丹波町	32
山城中部	宇治市	28
	城陽市	50
	八幡市	35
	京田辺市	38
	久御山町	50
	井手町	50
	宇治田原町	50
山城南部	木津川市	27
	笠置町	27
	和束町	27
	精華町	35
	南山城村	27
丹後	宮津市	30
	京丹後市	20
	伊根町	26
	与謝野町	26
舞鶴・綾部	舞鶴市	30
	綾部市	30
福知山	福知山市	32

※基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表します。

大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=17.6, 西羽束師川流域=13.9, 西高瀬川流域=13.6, 白川流域=11.3, 岩倉川流域=13.0, 鞍馬川流域=19.8, 新川流域=6.0, 天神川流域=18.8, 御室川流域=11.6, 有栖川流域=13.2, 清滝川流域=19.4, 桂川（上流）流域=36.7, 弓削川流域=17.4, 山科川流域=18.6, 旧安祥寺川流域=11.3, 安祥寺川流域=6.2
	亀岡市	東掛川流域=8.9, 鶴の川流域=10.9, 年谷川流域=12.4, 雑水川流域=7.3, 曾我谷川流域=12.2, 七谷川流域=10.9, 犬飼川流域=19.7, 千々川流域=10.3, 三俣川流域=14.9, 本梅川流域=15.4
	向日市	小畑川流域=22.9, 寺戸川流域=13.4
	長岡京市	小泉川流域=10.8, 小畑川流域=23.6
	大山崎町	小泉川流域=11.6, 小畑川流域=24.8
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=34.9, 棚野川流域=26.3, 原川流域=13.7, 河内谷川流域=13.7, 西川流域=17.3, 東所川流域=6.8, 三俣川流域=16.1, 官山川流域=10.2, 園部川流域=13.7, 陣田川流域=7.6, 半田川流域=11.5, 本梅川流域=21.5, 八田川流域=10.2, 田原川流域=23.0, 志和賀川流域=7.1, 木住川流域=10.6, 中世木川流域=8.3, 海老谷川流域=8.2
	京丹波町	由良川流域=60.5, 土師川流域=18.5, 高屋川流域=26.3, 上和知川流域=19.7, 井尻川流域=9.8, 質美川流域=12.4, 実勢川流域=6.5, 須知川流域=14.4, 曾根川流域=8.8, 水呑川流域=9.7, 西河内川流域=10.2
山城中部	宇治市	井川流域=11.0, 名木川流域=10.9, 山科川流域=21.8, 志津川流域=12.6, 笠取川流域=9.1, 弥陀次郎川流域=4.0, 宇治川流域=84.4
	城陽市	古川流域=9.6, 長谷川流域=8.0, 青谷川流域=9.1
	八幡市	大谷川流域=16.1, 防賀川流域=10.9
	京田辺市	防賀川流域=7.9, 普賢寺川流域=11.3, 手原川流域=9.2, 天津神川流域=6.4, 馬坂川流域=4.9
	久御山町	古川流域=16.6, 名木川流域=11.6
	井手町	青谷川流域=9.4, 南谷川流域=7.4, 玉川流域=8.4, 渋川流域=4.0
	宇治田原町	田原川流域=12.1
山城南部	木津川市	天神川流域=6.7, 不動川流域=7.3, 鳴子川流域=9.6, 井関川流域=7.1, 山田川流域=12.8, 赤田川流域=8.4, 新川流域=8.0, 和束川流域=20.8
	笠置町	白砂川流域=22.6, 打滝川流域=11.6, 横川流域=8.8
	和束町	和束川流域=18.8, 中村川流域=7.0, 南川流域=5.2
	精華町	煤谷川流域=10.0, 山田川流域=11.9
	南山城村	名張川流域=76.3

丹後	宮津市	大雲川流域=9.7, 大手川流域=18.4, 野田川流域=30.4, 神子川流域=5.8
	京丹後市	吉野川流域=8.5, 宇川流域=23.8, 竹野川流域=29.9, 大橋川流域=6.8, 福田川流域=12.6, 木津川流域=11.8, 佐濃谷川流域=15.6, 川上谷川流域=16.0, 栃谷川流域=5.3, 久美谷川流域=9.0, 吉永川流域=8.6, 小西川流域=9.6, 鱒留川流域=16.9, 新庄川流域=7.4, 俵野川流域=7.4, 三原川流域=8.3, 長野川流域=6.8, 円頓寺川流域=6.5, 大谷川流域=9
	伊根町	筒川流域=19.9, 長延川流域=10.9, 田原川流域=7.8
	与謝野町	野田川流域=22.9, 香河川流域=10.7, 岩屋川流域=9.5, 加悦奥川流域=9.1, 滝川流域=10.7, 奥山川流域=5.5
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=6.8, 久田美川流域=9.1, 岡田川流域=13.4, 桧川流域=14.3, 平川流域=6.5, 滝川流域=7.8, 宇谷川流域=6, 米田川流域=5.6, 池内川流域=17.5, 河辺川流域=11.5, 志楽川流域=10.9, 祖母谷川流域=10.2, 与保呂川流域=13.0, 伊佐津川流域=24.4, 高野川流域=7.4, 福井川流域=6.4, 野原川流域=9.2
	綾部市	犀川流域=20.4, 安場川流域=10.3, 八田川流域=15.4, 上林川流域=29.3, 畑口川流域=12.8
福知山	福知山市	宮川流域=20.8, 尾藤川流域=9.0, 在田川流域=8, 花倉川流域=10.3, 大呂川流域=10.1, 牧川流域=31.8, 和久川流域=16.3, 土師川流域=37.3, 大谷川流域=9.1, 相長川流域=8.9, 雲原川流域=14.4, 佐々木川流域=13.7, 畑川流域=12.7, 千原川流域=9, 直見川流域=11.3, 弘法川流域=8.5, 竹田川流域=34.3, 川合川流域=17.4, 榎原川流域=9.4, 田中川流域=4.7

※基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表します。

警報・注意報発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)

令和7年5月29日現在

発表官署				京都府			
府県予報区				京都府			
一次細分区域		南部		山城南部		北部	
市町村等をまとめた地域		南丹・京丹波		山城中部		丹後	
京都・亀岡						福知山	
大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合						
洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合						
警	暴風(平均風速)	20m/s		陸上 20m/s、海上 25m/s		20m/s	
暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う		
大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	12時間降雪の深さ15cm		平地 12時間降雪の深さ50cm 山地 12時間降雪の深さ50cm		平地 12時間降雪の深さ35cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	
波浪(有義波高)	6.0m						
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						
大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合						
洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合						
強風(平均風速)	12m/s		陸上 12m/s、海上 15m/s		12m/s		
風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う		陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う		12m/s 雪を伴う		
大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ5cm		平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ20cm		平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	
波浪(有義波高)	3.0m						
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						
雷	落雷等により被害が予想される場合						
融雪							
濃霧(視程)	100m		最小湿度40%で実効湿度60%		陸上 100m、海上 500m		
乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		最小湿度40%で実効湿度70%		100m		
なだれ	◎ 積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ◎ 積雪の深さ70cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨*1		◎ 積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ◎ 積雪の深さ70cm以上あり最高気温7℃以上又はかなりの降雨*2				
低温	最低気温-4℃以下*1		最低気温-4℃以下*2				
霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合						
着水	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が4℃以下になると予想される場合						
着雪	24時間降雪の深さ: 平地30cm以上 山地60cm以上 気温: -2℃ ~ 2℃	24時間降雪の深さ: 60cm以上 気温: -2℃ ~ 2℃		24時間降雪の深さ: 30cm以上 気温: -2℃ ~ 2℃		24時間降雪の深さ: 30cm以上 気温: 0℃ ~ 3℃	
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	90mm						

*1 気温は京都府気象台の値。

*2 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

(別表1)大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	15	121
	亀岡市	12	121
	向日市	18	127
	長岡京市	18	131
	大山崎町	16	131
南丹・京丹波	南丹市	14	121
	京丹波町	12	120
山城中部	宇治市	15	126
	城陽市	13	121
	八幡市	18	127
	京田辺市	17	122
	久御山町	17	—
	井手町	15	118
	宇治田原町	18	120
山城南部	木津川市	11	121
	笠置町	14	123
	和束町	14	123
	精華町	18	118
	南山城村	14	124
丹後	宮津市	13	122
	京丹後市	9	121
	伊根町	13	126
	与謝野町	10	122
舞鶴・綾部	舞鶴市	16	121
	綾部市	16	125
福知山	福知山市	16	124

注 大雨警報基準表の見方

- (1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
- (2) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (3) 土壌雨量指数基準は、1km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=13.4, 西羽東師川流域=10.3, 西高瀬川流域=9.3, 白川流域=7, 岩倉川流域=9, 鞍馬川流域=15, 新川流域=4.5, 天神川流域=9.9, 御室川流域=8.5, 有栖川流域=9.5, 清滝川流域=13.1, 桂川(上流)流域=27.4, 弓削川流域=13.6, 山科川流域=14.1, 旧安祥寺川流域=7.2, 安祥寺川流域=5.1	桂川(下流)流域=(14, 38.3), 鴨川流域=(12, 14.8), 高野川流域=(14, 16), 小畑川流域=(6, 12.9), 西羽東師川流域=(8, 9.4), 西高瀬川流域=(8, 9.2), 白川流域=(8, 6.9), 岩倉川流域=(8, 8.1), 天神川流域=(6, 8.8), 御室川流域=(8, 8.4), 有栖川流域=(8, 8), 清滝川流域=(8, 11.7), 弓削川流域=(14, 10.3), 山科川流域=(12, 10), 旧安祥寺川流域=(8, 6.3), 安祥寺川流域=(12, 3.6)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	亀岡市	東掛川流域=6.4, 鶴の川流域=8.3, 年谷川流域=9.4, 雑水川流域=4.9, 曾我谷川流域=9.3, 七谷川流域=8.3, 大飼川流域=12.2, 千々川流域=6.2, 三俣川流域=11.3, 本梅川流域=11	東掛川流域=(5, 5.7), 桂川流域=(9, 37.1), 鶴の川流域=(5, 7.3), 年谷川流域=(5, 8.6), 雑水川流域=(5, 4.4), 大飼川流域=(5, 10.9), 千々川流域=(5, 5.5), 本梅川流域=(5, 9.9)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	向日市	小畑川流域=17.4, 西羽東師川流域=10.2	—	桂川下流[桂]
	長岡京市	小泉川流域=8.2, 小畑川流域=17.9	小畑川流域=(8, 15.2)	桂川下流[桂]
	大山崎町	小泉川流域=8.8, 小畑川流域=18.8	桂川流域=(6, 59), 小畑川流域=(8, 16)	淀川[枚方], 桂川下流[桂]
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=19.5, 棚野川流域=17.8, 原川流域=8.8, 河内谷川流域=10.4, 西川流域=13.1, 東所川流域=5.2, 三俣川流域=12.2, 官山川流域=7.7, 園部川流域=9.4, 陣田川流域=5.7, 半田川流域=8.7, 本梅川流域=15.6, 八田川流域=7.7, 田原川流域=14.4, 志和賀川流域=5.2, 木住川流域=6.9, 中世木川流域=6.3, 海老谷川流域=6.2	由良川流域=(8, 17.5), 棚野川流域=(6, 16), 原川流域=(8, 7.9), 園部川流域=(7, 8.1), 本梅川流域=(6, 13.8), 田原川流域=(6, 12.9), 志和賀川流域=(6, 4.6), 木住川流域=(6, 6.2)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	京丹波町	由良川流域=42.3, 土師川流域=12.9, 高屋川流域=17.5, 上和知川流域=14.9, 井尻川流域=6.6, 質美川流域=8.1, 実勢川流域=4.9, 須知川流域=10.6, 曾根川流域=5.8, 水呑川流域=7.4, 西河内川流域=7.3	由良川流域=(7, 38), 土師川流域=(5, 11.6), 高屋川流域=(11, 15.7), 井尻川流域=(7, 5.9), 質美川流域=(7, 7.2), 須知川流域=(5, 9.5), 曾根川流域=(5, 5.2), 西河内川流域=(5, 6.5)	—
山城中部	宇治市	宇治川流域=57.3, 井川流域=6.3, 名木川流域=8.3, 山科川流域=16.6, 志津川流域=9.5, 笠取川流域=6.9, 弥陀次郎川流域=2.7	宇治川流域=(6, 37.7), 井川流域=(8, 6.3), 名木川流域=(6, 7.4), 志津川流域=(6, 8.5), 笠取川流域=(6, 6.2), 弥陀次郎川流域=(6, 2.2)	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	城陽市	古川流域=7.3, 長谷川流域=6.1, 青谷川流域=6.5	木津川流域=(8, 55.9), 古川流域=(8, 4.6)	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	八幡市	大谷川流域=9.9, 防賀川流域=7.6	大谷川流域=(8, 8.6)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 淀川[枚方], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	京田辺市	防賀川流域=5.5, 普賢寺川流域=8.8, 手原川流域=7, 天津神川流域=5.3, 馬坂川流域=3.7	—	木津川下流[加茂]
	久御山町	古川流域=12.5, 名木川流域=8.8	—	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	井手町	青谷川流域=6.8, 南谷川流域=5.6, 玉川流域=6.4, 洪川流域=2.9	—	木津川下流[加茂]
	宇治田原町	田原川流域=9.3	—	—
山城南部	木津川市	天神川流域=5.1, 不動川流域=5.5, 鳴子川流域=7.3, 井関川流域=3.8, 山田川流域=10.6, 赤田川流域=6.6, 新川流域=6.1, 和東川流域=15.9	井関川流域=(5, 3.3), 赤田川流域=(9, 5.4)	木津川下流[加茂]
	笠置町	白砂川流域=17.2, 打滝川流域=8.7, 横川流域=6.3	—	木津川上流[岩倉], 木津川下流[加茂]
	和東町	和東川流域=14.4, 中村川流域=5.1, 南川流域=3.8	和東川流域=(5, 14.4)	木津川上流[岩倉], 木津川下流[加茂]
	精華町	煤谷川流域=7.5, 山田川流域=9.1	—	木津川下流[加茂]
	南山城村	名張川流域=57.3	—	木津川上流[岩倉]

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
丹後	宮津市	大雲川流域=6.8, 大手川流域=13.9, 野田川流域=23.1, 神子川流域=3.8	大手川流域=(5, 13.7), 神子川流域=(5, 3.2)	由良川下流[福知山]
	京丹後市	吉野川流域=5.6, 宇川流域=17.9, 竹野川流域=16.5, 大橋川流域=3.4, 福田川流域=7.7, 木津川流域=8.4, 佐濃谷川流域=9.3, 川上谷川流域=10.2, 栃谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6.5, 小西川流域=5.6, 鱒留川流域=11.4, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.7, 長野川流域=5.2, 円頓寺川流域=4.9, 大谷川流域=5	竹野川流域=(5, 14.8), 大橋川流域=(7, 3), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.3), 川上谷川流域=(9, 9), 栃谷川流域=(5, 3.4), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(5, 5), 鱒留川流域=(5, 10.2), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(5, 4.5)	—
	伊根町	筒川流域=14, 長延川流域=8.3, 田原川流域=5.9	筒川流域=(5, 12.6)	—
	与謝野町	野田川流域=17.4, 香河川流域=6.4, 岩屋川流域=6.1, 加悦奥川流域=6.2, 滝川流域=8.1, 奥山川流域=3.4	野田川流域=(5, 13.8), 加悦奥川流域=(5, 5.5), 奥山川流域=(5, 3)	—
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=5.2, 久田美川流域=6.9, 岡田川流域=8.5, 檜川流域=10.8, 平川流域=4.9, 滝川流域=5.9, 宇谷川流域=4.2, 米田川流域=4.2, 池内川流域=12.8, 河辺川流域=8.7, 志楽川流域=6.5, 祖母谷川流域=7.7, 与保呂川流域=10.5, 伊佐津川流域=17.6, 高野川流域=5.6, 福井川流域=4.8, 野原川流域=7	由良川流域=(6, 38.5), 岡田川流域=(6, 7.6), 檜川流域=(6, 9.7), 宇谷川流域=(6, 3.6), 米田川流域=(6, 3.7), 志楽川流域=(6, 5.8), 祖母谷川流域=(14, 5.7), 与保呂川流域=(6, 10), 伊佐津川流域=(6, 15.8), 高野川流域=(12, 4.5), 福井川流域=(6, 4)	由良川下流[福知山]
	綾部市	犀川流域=14.7, 安場川流域=7.8, 八田川流域=11.4, 上林川流域=21.2, 畑口川流域=9.7	由良川流域=(9, 37.9), 犀川流域=(13, 12.2), 八田川流域=(5, 9.8), 上林川流域=(5, 21.1)	由良川中流[綾部]
福知山	福知山市	宮川流域=11.9, 尾藤川流域=6.8, 在田川流域=5.6, 花倉川流域=7.8, 大呂川流域=6.2, 牧川流域=24.1, 和久川流域=11.3, 土師川流域=23.7, 大谷川流域=5.7, 相長川流域=5.9, 雲原川流域=10.9, 佐々木川流域=10.4, 畑川流域=9.6, 千原川流域=6.9, 直見川流域=8.5, 弘法川流域=4.2, 竹田川流域=26.2, 川合川流域=13.2, 榎原川流域=7.1, 田中川流域=3.4	由良川流域=(7, 47.9), 宮川流域=(5, 11.8), 尾藤川流域=(5, 4.8), 在田川流域=(5, 4.4), 大呂川流域=(5, 5.5), 牧川流域=(7, 17.8), 和久川流域=(11, 9.4), 土師川流域=(11, 20.6), 大谷川流域=(5, 4.6), 相長川流域=(5, 4.9), 雲原川流域=(5, 9.8), 弘法川流域=(5, 3.7), 榎原川流域=(5, 6.7), 田中川流域=(5, 2.8)	由良川下流[福知山], 由良川中流[綾部]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨注意報基準

令和7年5月29日

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
京都・亀岡	京都市	10	91
	亀岡市	7	91
	向日市	11	97
	長岡京市	11	100
	大山崎町	8	100
南丹・京丹波	南丹市	8	85
	京丹波町	7	84
山城中部	宇治市	8	98
	城陽市	10	94
	八幡市	11	99
	京田辺市	11	95
	久御山町	11	102
	井手町	11	92
	宇治田原町	9	93
山城南部	木津川市	6	94
	笠置町	8	95
	和束町	7	95
	精華町	9	92
	南山城村	6	96
丹後	宮津市	6	86
	京丹後市	6	86
	伊根町	6	89
	与謝野町	6	86
舞鶴・綾部	舞鶴市	8	86
	綾部市	7	88
福知山	福知山市	7	87

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
京都・亀岡	京都市	小畑川流域=8.4, 西羽東師川流域=8.2, 西高瀬川流域=7.4, 白川流域=5.6, 岩倉川流域=7.2, 鞍馬川流域=12, 新川流域=3.7, 天神川流域=7.9, 御室川流域=6.8, 有栖川流域=7.6, 清滝川流域=10.4, 桂川(上流)流域=21.9, 弓削川流域=10.8, 山科川流域=11.2, 旧安祥寺川流域=5.7, 安祥寺川流域=4.1	桂川(下流)流域=(8, 27.9), 鴨川流域=(5, 13.3), 高野川流域=(5, 14.4), 小畑川流域=(5, 8.4), 西羽東師川流域=(5, 8.2), 西高瀬川流域=(5, 7.4), 白川流域=(5, 5.6), 岩倉川流域=(5, 7.2), 鞍馬川流域=(5, 12), 新川流域=(5, 3.6), 天神川流域=(5, 7.9), 御室川流域=(5, 6), 有栖川流域=(5, 7.2), 清滝川流域=(8, 8.3), 桂川(上流)流域=(5, 21.9), 弓削川流域=(8, 9.2), 山科川流域=(8, 7), 旧安祥寺川流域=(5, 5.6), 安祥寺川流域=(9, 3.2)	淀川水系 鴨川・高野川[荒神橋], 宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	亀岡市	東掛川流域=5.1, 鶴の川流域=6.6, 年谷川流域=6.5, 雑水川流域=3.9, 曾我谷川流域=7.4, 七谷川流域=6.6, 大飼川流域=9.7, 千々川流域=4.9, 三俣川流域=9, 本梅川流域=8.8	東掛川流域=(5, 5.1), 桂川流域=(6, 24.5), 鶴の川流域=(5, 6.6), 年谷川流域=(5, 6.5), 雑水川流域=(5, 3.9), 曾我谷川流域=(5, 7.4), 七谷川流域=(5, 5), 大飼川流域=(5, 9.7), 千々川流域=(5, 4.9), 本梅川流域=(5, 8.8)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	向日市	小畑川流域=13.9, 西羽東師川流域=7.5	小畑川流域=(5, 13.9), 西羽東師川流域=(5, 6.6)	—
	長岡京市	小泉川流域=6.5, 小畑川流域=14.3	小畑川流域=(8, 8.7)	—
	大山崎町	小泉川流域=7, 小畑川流域=15	桂川流域=(6, 41.9), 小畑川流域=(8, 9.1)	桂川下流[桂]
南丹・京丹波	南丹市	由良川流域=15.6, 棚野川流域=14.2, 原川流域=7, 河内谷川流域=8.3, 西川流域=10.4, 東所川流域=4.2, 三俣川流域=9.7, 官山川流域=6.1, 園部川流域=7.5, 陣田川流域=4.6, 半田川流域=6.9, 本梅川流域=12.4, 八田川流域=6.1, 田原川流域=11.5, 志和賀川流域=4.2, 木住川流域=5.5, 中世木川流域=4.6, 海老谷川流域=4.9	桂川流域=(6, 29.4), 由良川流域=(6, 12.5), 棚野川流域=(6, 11.4), 原川流域=(7, 7), 河内谷川流域=(6, 6.6), 西川流域=(5, 10.4), 東所川流域=(5, 4.1), 官山川流域=(5, 3.6), 園部川流域=(5, 7.3), 陣田川流域=(5, 4.5), 半田川流域=(5, 6.6), 本梅川流域=(6, 9.9), 八田川流域=(5, 6.1), 田原川流域=(6, 11.5), 志和賀川流域=(6, 3.3), 木住川流域=(6, 5.5), 中世木川流域=(7, 4.6), 海老谷川流域=(7, 4.9)	淀川水系 桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山]
	京丹波町	由良川流域=33.8, 土師川流域=10.3, 高屋川流域=14, 上和知川流域=11.9, 井尻川流域=5.2, 質美川流域=6.4, 実勢川流域=3.9, 須知川流域=8.4, 曾根川流域=4.6, 水呑川流域=5.9, 西河内川流域=5.8	由良川流域=(5, 33.3), 土師川流域=(5, 10.3), 高屋川流域=(6, 11.2), 上和知川流域=(5, 11.9), 井尻川流域=(7, 4.2), 質美川流域=(7, 5.1), 実勢川流域=(5, 3.9), 須知川流域=(5, 8.4), 曾根川流域=(5, 4.6), 水呑川流域=(5, 5.6), 西河内川流域=(5, 4.6)	—
山城中部	宇治市	宇治川流域=45.8, 井川流域=4.9, 名木川流域=6.6, 山科川流域=13.2, 志津川流域=7.6, 笠取川流域=5.5, 弥陀次郎川流域=2.1	宇治川流域=(6, 33.9), 井川流域=(5, 4.5), 名木川流域=(5, 6.6), 山科川流域=(7, 13.2), 志津川流域=(5, 6.7), 笠取川流域=(6, 4.4), 弥陀次郎川流域=(5, 2)	宇治川[榎尾山]
	城陽市	古川流域=5.8, 長谷川流域=4.8, 青谷川流域=5.2	木津川流域=(7, 50.3), 古川流域=(5, 4.1)	木津川下流[加茂]
	八幡市	大谷川流域=7.9, 防賀川流域=6	大谷川流域=(5, 7.7), 木津川流域=(5, 66.4), 防賀川流域=(5, 6)	宇治川[榎尾山], 桂川下流[桂], 木津川下流[加茂]
	京田辺市	防賀川流域=4.4, 普賢寺川流域=7, 手原川流域=5.6, 天津神川流域=4.2, 馬坂川流域=3	防賀川流域=(5, 3.2)	木津川下流[加茂]
	久御山町	古川流域=10, 名木川流域=7	—	宇治川[榎尾山], 木津川下流[加茂]
	井手町	青谷川流域=5.4, 南谷川流域=4.4, 玉川流域=5.1, 洪川流域=2.2	—	木津川下流[加茂]
	宇治田原町	田原川流域=7.4	—	—

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
山城南部	木津川市	天神川流域=4.1, 不動川流域=4.4, 鳴子川流域=5.8, 井関川流域=3, 山田川流域=8.4, 赤田川流域=5.2, 新川流域=4.8, 和東川流域=12.7	木津川流域=(5, 37.6), 天神川流域=(5, 3.8), 井関川流域=(5, 2.9), 山田川流域=(5, 8.4), 赤田川流域=(5, 4.9)	木津川下流[加茂]
	笠置町	白砂川流域=13.7, 打滝川流域=6.9, 横川流域=4.9	—	木津川上流[岩倉]
	和東町	和東川流域=11.5, 中村川流域=4.1, 南川流域=3	和東川流域=(5, 9.1)	木津川下流[加茂]
	精華町	煤谷川流域=6, 山田川流域=7.2	煤谷川流域=(7, 4.8)	木津川下流[加茂]
	南山城村	名張川流域=45.8	—	木津川上流[岩倉]
丹後	宮津市	大雲川流域=5.4, 大手川流域=11.1, 野田川流域=18.4, 神子川流域=2.9	由良川流域=(5, 49), 大雲川流域=(5, 5.4), 大手川流域=(5, 11.1), 神子川流域=(5, 2.7)	由良川下流[福知山]
	京丹後市	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.3, 竹野川流域=13.2, 大橋川流域=2.7, 福田川流域=5.8, 木津川流域=6.7, 佐濃谷川流域=7.4, 川上谷川流域=8.1, 栃谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.2, 吉永川流域=5.2, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.1, 新庄川流域=3.8, 俵野川流域=3.7, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=3.9, 大谷川流域=4	吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 11.4), 竹野川流域=(5, 13.2), 大橋川流域=(5, 2.2), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6), 佐濃谷川流域=(5, 5.9), 川上谷川流域=(5, 6.5), 栃谷川流域=(5, 2.2), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 4.2), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.3), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.6), 長野川流域=(5, 4.1), 円頓寺川流域=(5, 3.9), 大谷川流域=(5, 3.2)	—
	伊根町	筒川流域=9.7, 長延川流域=6, 田原川流域=4.7	筒川流域=(5, 9.7), 長延川流域=(5, 6), 田原川流域=(5, 4.5)	—
	与謝野町	野田川流域=13.9, 香河川流域=5.1, 岩屋川流域=4.8, 加悦奥川流域=4.9, 滝川流域=6.4, 奥山川流域=2.7	野田川流域=(5, 12.4), 香河川流域=(5, 4.1), 岩屋川流域=(5, 4.8), 加悦奥川流域=(5, 4.9), 滝川流域=(5, 6.4), 奥山川流域=(5, 2.2)	—
舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=4.2, 久田美川流域=5.5, 岡田川流域=6.8, 檜川流域=8.6, 平川流域=3.8, 滝川流域=4.7, 宇谷川流域=3.3, 米田川流域=3.3, 池内川流域=10.2, 河辺川流域=6.9, 志楽川流域=5.2, 祖母谷川流域=6.1, 与保呂川流域=8.4, 伊佐津川流域=14, 高野川流域=4.4, 福井川流域=3.9, 野原川流域=5.6	由良川流域=(5, 24.3), 八戸地川流域=(7, 4.1), 久田美川流域=(6, 4.4), 岡田川流域=(5, 6.5), 檜川流域=(5, 8.6), 平川流域=(5, 3.8), 滝川流域=(6, 3.8), 宇谷川流域=(6, 2.6), 米田川流域=(5, 3.2), 池内川流域=(5, 10.2), 河辺川流域=(5, 4.8), 志楽川流域=(6, 4.2), 祖母谷川流域=(5, 5.1), 与保呂川流域=(5, 8.4), 伊佐津川流域=(5, 14), 高野川流域=(7, 4), 福井川流域=(5, 3.6), 野原川流域=(6, 4.5)	由良川下流[福知山]
	綾部市	犀川流域=11, 安場川流域=6.2, 八田川流域=8.6, 上林川流域=16.9, 畑口川流域=7.7	由良川流域=(6, 27), 犀川流域=(5, 10.5), 安場川流域=(5, 5.6), 八田川流域=(5, 8.6), 上林川流域=(5, 16.9), 畑口川流域=(5, 7.7)	由良川中流[綾部]
福知山	福知山市	宮川流域=9.5, 尾藤川流域=5.4, 在田川流域=4.4, 花倉川流域=6.2, 大呂川流域=4.9, 牧川流域=19.2, 和久川流域=9, 土師川流域=18.9, 大谷川流域=4.6, 相長川流域=4.7, 雲原川流域=8.7, 佐々木川流域=8.3, 畑川流域=7.6, 千原川流域=5.5, 直見川流域=6.8, 弘法川流域=3.4, 竹田川流域=20.9, 川合川流域=10.5, 榎原川流域=5.6, 田中川流域=2.6	由良川流域=(6, 20.8), 宮川流域=(5, 9.5), 尾藤川流域=(5, 4.3), 在田川流域=(5, 4), 大呂川流域=(5, 3.9), 牧川流域=(5, 16), 和久川流域=(5, 8.5), 土師川流域=(6, 15.1), 大谷川流域=(5, 4.1), 相長川流域=(5, 3.8), 雲原川流域=(5, 8.7), 佐々木川流域=(5, 8.3), 畑川流域=(5, 7.6), 千原川流域=(5, 5.5), 直見川流域=(5, 6.8), 弘法川流域=(5, 2.6), 川合川流域=(5, 10.5), 榎原川流域=(5, 5.6), 田中川流域=(5, 2)	由良川下流[福知山], 由良川中流[綾部]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
京都・亀岡	京都市	—	—
	亀岡市	—	—
	向日市	—	—
	長岡京市	—	—
	大山崎町	—	—
南丹・京丹波	南丹市	—	—
	京丹波町	—	—
山城中部	宇治市	—	—
	城陽市	—	—
	八幡市	—	—
	京田辺市	—	—
	久御山町	—	—
	井手町	—	—
	宇治田原町	—	—
山城南部	木津川市	—	—
	笠置町	—	—
	和束町	—	—
	精華町	—	—
	南山城村	—	—
丹後	宮津市	1.0m	0.7m
	京丹後市	1.1m	0.8m
	伊根町	1.1m	0.8m
	与謝野町	1.0m	0.7m
舞鶴・綾部	舞鶴市	1.0m	0.7m
	綾部市	—	—
福知山	福知山市	—	—

注 高潮警報・注意報基準表の見方

- (1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
- (2) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。
- (3) 基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。

4 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損失を生ずるおそれがある河川について国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区气象台又は京都地方气象台）が共同して、洪水予報を行うものであり、府内の指定された河川は淀川（宇治川、木津川、桂川）と由良川（土師川）の2河川である。

この洪水予報は、指定河川の名前を冠して行われ、次の種類がある。

{ 淀川(宇治川、木津川、桂川) 由良川(土師川)	{	氾濫注意情報（洪水注意報）
		氾濫警戒情報（洪水警報）
		氾濫危険情報（洪水警報）
		氾濫発生情報（洪水警報）
		氾濫注意情報解除（洪水注意報・警報解除）

また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

伝達方法は、定形化された形式（資料編 154～167 頁様式⑥、資料編 171～172 頁様式⑨）を用いて行い、伝達の手段及び経路については、資料編（113、114、117、118 頁）に定める。

なお、その区域は次のとおりである。

洪水予報対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発表者
淀川幹川 宇治川	左岸 宇治市宇治塔之川 36 番の 2 地先 右岸 宇治市宇治紅斉 25 番の 8 地先 から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統合 管理事務所長
淀川幹川 淀川	左岸 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から 右岸 } 海まで	枚方	
淀川支川 木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田 3 右岸 相楽郡和東町大字木屋字桶淵 22-2 から幹川合流点まで	加茂	
淀川支川 木津川 上流	左岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂 1 まで 右岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田 3 まで	岩倉	大阪管区气象台長
淀川支川 桂川 下流	左岸 京都市右京区嵯峨亀の尾町無番地 右岸 京都市西京区嵐山元録山町国有林 38 林班ル小班地先 から幹川合流点まで	桂	

洪水予報対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発表者
由良川 下流	由良川 左岸 福知山市字前田地先 } から 右岸 福知山市字猪崎地先 } 海まで	福知山	近畿地方整備局 福知山河川 国道事務所長
	土師川 左岸 福知山市字堀地先 } から由良川への 右岸 福知山市字土師地先 } 合流点まで		
由良川 中流	左岸 綾部市野田町西ノ谷 105 番地先から 福知山市字前田地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷 6 番地先から 福知山市字猪崎地先まで	綾部	京都地方気象台長

洪水予報基準点（京都府関連）

水系名	河川名	基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高水位
淀川	宇治川	榎尾山	3.00	3.50	3.60	—
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	6.36
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	5.06
	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01
	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	10.50
由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	8.12
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74

※ 氾濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害
 が起こる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれがある水位

※ 水位については、必要に応じて見直す場合がある。

5 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川
 について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

府内においては、淀川（淀川幹川、木津川、桂川）、由良川（由良川幹川、土師川）の2
 河川が指定されており、その概要は以下のとおりである。

	伝達用紙	伝達手法及び経路
淀川向島水防警報	第〇号〇〇	資料編 115、116 頁 の伝達経路
淀川枚方水防警報	〃	
淀川加茂水防警報	〃	
淀川桂水防警報	〃	

木津川岩倉水防警報	〃	資料編 169 頁 様式⑧	
由良川幹川・支川土師川福知山水防警報	〃	資料編 173 頁	資料編 119、120 頁
由良川幹川綾部水防警報	〃	様式⑩	の伝達経路

(1) 対象河川、区域等（京都府関係）

河川名	区 域	対 象 水 位 観 測 所					水防警報 発 表 者
		名 称	地 名	位 置	氾濫注意水位	計画高 水位	
淀川 幹川	左岸 宇治市宇治 金井戸 16-5 右岸 宇治市槇島町 槇尾山 1-2 から大阪府界まで	向 島	京都市伏 見区向島 橋詰町	河口より 44.90 km	2.00	4.11	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
	左岸 京都府界から 海まで 右岸 京都府界から 海まで	枚 方	大阪府枚 方市桜町 3-32	河口より 25.90 km	4.50	6.36	
淀川支川 木津川	左岸 相楽郡笠置町大字 笠置小字浜 38 右岸 相楽郡笠置町大字 笠置小字西通 74-1 から幹川合流点まで	加 茂	木津川市 加茂町 北船屋	幹川合流 点より 28.60 km	4.50	9.01	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
	左右岸 相楽郡南山城村 地内（三重県境） から笠置大橋まで	岩 倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流 点より 57.40 km	6.00	10.50	
淀川支川 桂川	左岸 京都市右京区 嵯峨亀の尾町から 右岸 京都市西京区嵐山 元録山町国有林 38 林班ル小班地先 から幹川合流点まで	桂	京都市 西京区 桂浅原町	河口より 50.40 km	3.80	5.06	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
由良川 幹川	左岸 綾部市野田町 西ノ谷 105 番地先 右岸 綾部市味方町 鷺谷 6 番地先 から海まで	福 知 山	福知山市 寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	近畿地方 整備局 福知山河 川国道事 務所長
		綾 部	綾部市 味方町	河口より 51.90 km	3.50	8.12	

由良川 支川 土師川	左岸 福知山市字堀地先 右岸 福知山市字土師 地先 から幹川合流点まで	福 知 山	福知山市 字寺町	河口より 36.60 km	4.00	7.74	
------------------	--	-------------	-------------	------------------	------	------	--

(2) 発表の段階

第1段階 待 機

水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予警報等及び河川状況等に基づいて行う。

第2段階 準 備

水防資材の点検・水閘門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第3段階 出 動

水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第4段階 解 除

水防活動終了の通知を行う。

(3) 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位を基に、概ね次の時期に発表される。

地点 段階	淀川幹川		木津川		桂川	由良川(土師川)	
	枚方*	向島*	加茂*	岩倉	桂*	福知山	綾部
第1段階 待 機	氾濫注意水位を越す（*水防団待機水位を超過）						
	—	—	—	3時間前	—	5時間前	5時間前
第2段階 準 備	氾濫注意水位を越す						
	3時間前	3時間前	3時間前	2時間前	3時間前	3時間前	3時間前
第3段階 出 動	氾濫注意水位を越す						
	2時間前	2時間前	2時間前	1時間前	2時間前	1時間前	1時間前
第4段階 解 除	水防活動の終わるとき						

※ 淀川洪水予報・水防警報発表河川区域図と由良川洪水予報・水防警報発表河川区域図を資料編（251頁）に示す。

6 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報

水防法第11条第1項の規定により、洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と京都地方気象台は共同して洪水予報を行うものであり、指定する河川は、鴨川、高野川、桂川、園部川の4河川である。

(1) 実施区域等

河川名	区 域		水 位 観測所	洪水予報 発 表 者	指 定 年月日
鴨川 ・ 高野川	鴨 川	左岸：京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 地先 右岸：京都市北区西賀茂上庄田町16番6 地先 から桂川合流点まで	荒神橋	京都土木 事務所長 京都地方 気象台長	平 16. 6. 1
	高 野 川	左岸：京都市左京区上高野奥小森町21番1 地先 右岸：京都市左京区八瀬野瀬町64地先 から鴨川合流点まで			
桂川 中流 ・ 園部川	桂 川	左岸：南丹市日吉町中大向9番地1地先 から 亀岡市保津町立岩1番地2地先まで 右岸：南丹市日吉町中五味向5番地先から 亀岡市篠町山本下太田20番地先 まで	保津橋 鳥 羽	南丹土木 事務所長 京都地方 気象台長	平 20. 6. 13
	園 部 川	本梅川合流点から桂川合流点まで	小 山		

(2) 洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所					備 考
	名 称	所 在 地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	
鴨川・ 高野川	荒神橋	京都市左京区 吉田河原町 14番地先	1.60	1.90	2.30	
桂川	保津橋	亀岡市保津町 字下中島	3.30	3.50	4.00	
	鳥羽	南丹市八木町 鳥羽	2.00	2.20	2.60	
園部川	小山	南丹市園部町 小山東町藤ノ 木54-1地先	1.40	1.70	2.20	

(3) 発表の種類及び基準

種 類	基 準	警戒レベル 相当情報
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル 2 相当情報
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	警戒レベル 3 相当情報
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。	警戒レベル 4 相当情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル 5 相当情報

(4) 連絡系統

伝達は、定形化された形式（資料編 174～179 頁様式⑪）を用いて行い、伝達の手段及び経路については、資料編（121、122 頁）に定める。

(5) 洪水浸水想定区域図

洪水予報を実施する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

洪水予報を実施する河川における洪水浸水想定区域図は、砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。（水防法第 14 条）

7 京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(1) 水防警報

水防法第 16 条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防機関の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

(ア) 水防警報（準備）

水防団待機水位（指定水位）に達したとき

(イ) 水防警報（出動）

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(ウ) 水防警報（解除）

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※ 水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき

※ 気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 水位周知河川における水位情報の通知・周知等

水防法第 13 条第 2 項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

(3) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

別紙「水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等」のとおり（47 頁～50 頁）

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

資料編（123～135 頁）の連絡系統のとおり

(5) 発表及び通知の形式

・発表の種類及び基準

種 類	基 準	警戒レベル相当情報
氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	警戒レベル 2 相当情報
氾濫警戒情報	基準点の水位が避難判断水位に達したとき。	警戒レベル 3 相当情報
氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。	警戒レベル 4 相当情報
氾濫発生情報	水位周知区間内で氾濫が発生したとき。	警戒レベル 5 相当情報

・通知の形式

水位情報の通知は、別紙様式（資料編 180～188 頁、189～190 頁、様式⑫、⑬）により行う。

(6) 水位周知河川における洪水浸水想定区域図

水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。

水位周知河川における洪水浸水想定区域図は、砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。（水防法第 14 条）

<参考図>

水防警報実施区域及び対象水位観測所等を資料編（252～268 頁）に示す。

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域	対象水位観測所						指定年月日			
		名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高	発表者	水防警報	水位情報通知・周知
鴨川・高野川	左岸:京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸:京都市北区西賀茂上庄田町16番6 桂川合流点 左岸:京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸:京都市左京区八瀬野瀬町64 鴨川合流点	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	0.80 m	1.60 m	1.90 m	2.30 m	5.60 m	京都府京都市木事務所長	(当初)平5.6.25 (変更)平16.6.1 平16.6.1	洪水予報 実施河川
		周山	京都市右京区京北周山町	2.50	4.00	4.00	4.70	6.25		平17.7.1	
桂川	左岸:京都市右京区京北上黒田町瀧坂1 右岸:番地先 京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先 左岸:京都市右京区京北栃本町南48番地2地先 右岸:京都市右京区京北栃本町正尺1番地1地先(直轄管理区域界) 左岸:南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸:南丹市日吉町中五味向5番地先 左岸:南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸:南丹市八木町八木河原57番地2地先 左岸:南丹市馬路町大芝原新田大芝1番地2地先 右岸:南丹市千代川町関カミ2番地8地先 左岸:南丹市保津町立岩1番地2地先 右岸:南丹市篠町山本下太田20番地先	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	1.10	2.00	2.20	2.60	5.91	京都府南丹市木事務所長	平11.6.22	洪水予報 実施河川
		保津橋	亀岡市保津町字下中島	2.30	3.30	3.50	4.00	5.74			
山科川	安祥寺川合流点 終点(直轄管理区域界)	勸修寺	京都市山科区勸修寺東出町	1.20	2.20	2.20	2.40	5.28		平17.7.29	平20.5.26
		西院	京都市右京区西院東貝川町	1.80	2.50	2.50	3.20	5.80	京都府京都市木事務所長	平17.7.29	平27.5.29
天神川	開き3号橋(市道衣笠橋石縄3号線) 桂川合流点	五本松	京都市右京区京北五本松町セバトロ	1.30	2.40	2.40	2.80	6.74		平18.6.2	平20.5.26
		稲村橋	京都市南区上鳥羽北戒光町	1.90	2.40			5.91		平26.6.13	
西高瀬川	西大路三条(分水嶺) 鴨川合流点	大原野	京都市西京区大原野上里紅葉町	1.30	2.20	2.20	2.60	5.74	京都府乙訓土木事務所長	平13.7.10	平17.7.1
		松田橋	大山崎町円明寺地先	1.30	1.90	1.90	2.30	5.40		平18.9.22	平28.6.7

河川名	区域	対象水位観測所										指定年月日	
		名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高	発表者	水防警報	水位情報通知・周知		
普賢寺川	高井橋(府道生駒井手線) 中間点新宮橋上流0.2km床固工 終点木津川合流点	三山木	京田辺市三山木七瀬川地先	0.90	1.20	1.70	2.00	3.88		平17.7.29	平28.6.7		
古川	起点久御山排水機場 終点大阪府界	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.90	3.10			5.30		平18.6.2			
大谷川	起点極楽橋(市道馬ヶ背線) 終点大阪府界	八幡	八幡市八幡東島2の1	1.50	2.10	2.80	3.10	3.61		平18.6.2	平28.6.7		
田原川	起点城山大橋(国道307号) 終点南口川合流点	荒木	宇治田原町荒木大地1-1	0.80	1.40	1.40	1.70	2.74		平18.6.2	平20.1.10		
弥陀次郎川	起点宇治川合流点	川	宇治市五ヶ庄北ノ庄	0.40	1.00			2.07		平26.6.13			
長谷川	起点長谷川(城陽市) 終点木津川合流点	長谷川(城陽市)	城陽市奈島下ノ畔	0.80	1.30			2.50		平26.6.13			
青谷川	起点青谷川 終点木津川合流点	青谷川(山城)	井手町多賀東小字北河原	1.60	2.20			3.48		平26.6.13			
手原川	起点手原川 終点木津川合流点	手原川	京田辺市薪溜池	0.70	1.30			2.56	京都府 山城北土木 事務所長	平26.6.13			
天津神川	起点天津神川 終点木津川合流点	天津神川	京田辺市田辺棚倉	0.40	0.80			1.25		平26.6.13			
馬坂川	起点馬坂川 終点防賀川合流点	馬坂川	京田辺市田辺	0.40	0.70			1.19		平26.6.13			
防賀川(上流)	起点防賀川 終点神矢樋門付近	興戸(防賀川)	京田辺市興戸東垣内	0.40	1.00			2.94		(当初)平26.6.13 (変更)平3.6.9			
防賀川(下流)	起点手原川暗渠 終点大谷川合流点	内里(防賀川)	八幡市内里古宮	1.00	1.50			3.91		平29.6.27			
南谷川	起点南谷川 終点木津川合流点	南谷川	井手町多賀下川	0.58	1.38			2.28		平26.6.13			
玉川	起点玉川 終点木津川合流点	井手	井手町井手梅ノ木原	0.66	1.60			3.53		平26.6.13			
渋川	起点渋川 終点木津川合流点	渋川	井手町下赤田	0.40	0.96			2.18		平26.6.13			
煤谷川	起点煤谷川 終点木津川合流点	菱田	精華町菱田宮西22-2	0.70	1.30	1.30	1.70	4.23		平17.7.29	平20.1.10		
山田川	起点古川橋(府道奈良精華線) 終点木津川合流点	山田川	木津川市相楽城下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90	京都府 山城南土木 事務所長	平17.7.29	平20.5.26		
和束川	起点小瀬川合流点 終点木津川合流点	門前橋	和束町大字原山小字西手地先	1.20	1.60	1.60	1.90	5.66		平17.7.29	平20.5.26		
井関川	起点井関川 終点山田川合流点	井関川	木津川市木津町瓦谷地先	1.60	2.10	2.10	2.40	4.10		平18.6.2	平20.5.26		

河川名	区域	対象水位観測所										指定年月日	
		名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高	発表者	水防警報	水位情報通知・周知		
赤田川	起点	赤田川橋(JR)	木津川市加茂町	1.40	2.00	2.00	2.40	3.40	京都府 山城南土木 事務所長	平18.6.2	平20.5.26		
	終点	終点(直轄管理区域界)	大野島地先										
鳴子川	起点	新鳴子橋(府道上狛城陽線)	木津川市山城町北	m	m	m			京都府 山城南土木 事務所長	平26.6.13			
	終点	木津川合流点	河原内畑	0.40	0.90			3.30					
天神川	起点	木津川合流点	木津川市山城町綺	0.30	0.70			3.56	京都府 山城南土木 事務所長	平26.6.13			
	終点	木津川合流点	田	0.70	1.20			3.26					
不動川	起点	木津川合流点	木津川市山城町平	1.00	1.80			1.81	京都府 山城南土木 事務所長	平26.6.13			
	終点	美浪地区付近(L=1.6km)	尾	0.60	1.40			3.39					
新川	起点	木津川合流点	木津川市加茂町駅	0.90	1.50			3.64	京都府 山城南土木 事務所長	平24.9.4			
	終点	木津川合流点	東4丁目	0.70	1.40	2.10	2.50	4.35					
年谷川	起点	雲仙橋	亀岡市三宅町	0.50	1.40	1.70	2.20	3.75	京都府 南丹土木 事務所長	平13.7.10	洪水予報 実施河川		
	終点	桂川合流点	亀岡市余部町	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17					
曾我谷川	起点	桂川合流点	亀岡市大井町並河	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60	京都府 南丹土木 事務所長	平19.3.9	平29.6.27		
	終点	桂川合流点	南丹市園部町小山	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00					
犬飼川	起点	木梅川合流点	南丹市美山町静原	1.10	1.60			3.60	京都府 南丹土木 事務所長	平24.9.4			
	終点	桂川合流点	東町藤ノ木地先	0.70	1.40	2.10	2.50	4.35					
園部川	起点	京都市界	南丹市吉町殿田	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17	京都府 南丹土木 事務所長	平19.3.9	平29.6.27		
	終点	桂川合流点	大貝15の2	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60					
田原川	起点	林橋	南丹市美山町静原	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00	京都府 南丹土木 事務所長	平19.3.9	平29.6.27		
	終点	藤ノ瀬橋	九鬼ヶ坂28の38番地	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00					
棚野川	起点	高屋川合流点	京丹波町豊田下川	1.10	1.60			3.60	京都府 南丹土木 事務所長	平19.3.9	平29.6.27		
	終点	高屋川合流点	原7の1地先	1.10	1.60			3.60					
高屋川	起点	須知川合流点	京丹波町須知	0.10	1.00			4.03	京都府 南丹土木 事務所長	平29.6.27			
	終点	高屋川合流点	亀岡市河原林町河	0.10	1.00			4.03					
須知川	起点	桂川合流点	亀岡市旭町小豆畑	0.40	0.70			2.86	京都府 南丹土木 事務所長	平26.6.13			
	終点	桂川合流点	原尻	1.00	1.70	1.70	2.00	4.59					
七谷川	起点	西坂川合流点	綾部市新庄町小字	1.00	1.70	1.70	2.00	4.59	京都府 南丹土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30		
	終点	桂川合流点	東81-1地先	1.10	1.90								
三俣川	起点	神塚橋(府道小浜綾部線)	綾部市湖垣町久田	1.00	2.00	2.00	2.50	4.93	京都府 南丹土木 事務所長	平17.7.29			
	終点	十倉下橋(農道)	25-8地先	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29					
犀川	起点	池内川合流点	綾部市八津合町寺	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29	京都府 南丹土木 事務所長	平18.6.2	平19.5.30		
	終点	池内川合流点	町	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02					
上林川	起点	鹿原川合流点	舞鶴市大内	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02	京都府 南丹土木 事務所長	平13.7.10	平17.7.1		
	終点	鹿原川合流点	舞鶴市宇田中町50	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02					
伊佐津川	起点	志楽川合流点	舞鶴市宇田中町50	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02	京都府 南丹土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30		
	終点	志楽川合流点	地先	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02					
志楽川	起点	志楽川合流点	舞鶴市宇田中町50	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02	京都府 南丹土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30		
	終点	志楽川合流点	地先	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02					

河川名	区域	対象水位観測所										指定年月日	
		名称	所在地	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	堤防高	発表者	水防警報	水位情報通知・周知		
与保呂川	起点 菅坂川合流点 終点 終点(海)	行永	舞鶴市字行永2066の2	1.00	1.60				京都府 中丹東土木 事務所長	平24.9.4			
米田川	起点 伊佐津川合流点 終点	米田川	舞鶴市字上安	0.45	0.80			2.19		平26.6.13			
和久川	起点 榎原川合流点 終点 田良川合流点	榎原	福知山市大字榎原 小字岡本2054番地	m -0.40	m 0.70	m 0.70	m 1.10	2.69		平17.7.29	平26.6.9		
牧川	起点 直見川合流点 終点 由良川合流点	上川口	福知山市下小田小 字荒砂66の1	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73		平17.7.29	平26.6.9		
土師川	起点 平石川合流点 終点 終点(直轄管理区域界)	三俣	福知山市字三俣地 先	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20	京都府 中丹西土木 事務所長	平17.7.29	平26.6.9		
弘法川	起点 田良川合流点 終点	下篠尾	福知山市下篠尾	0.90	1.00			2.34		平26.6.13			
宮川	起点 北原川合流点 終点 終点(直轄管理区域界)	二俣	福知山市大江町二 俣	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10		平26.6.13	平26.6.9		
大手川	起点 今福川合流点 終点	福田橋	宮津市喜多	1.80	2.90	2.90	3.10			平13.7.10	平17.7.1		
福田川	起点 公庄川合流点 終点 終点(海)	網野橋	京丹後市網野町小 浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61		平13.7.10	平17.7.1		
野田川 上流	起点 滝川合流点 終点 三村橋(府道野田川加悦線)	寺田橋	与謝野町算所	2.30	3.50	3.50	4.10						
野田川 下流	起点 三村橋(府道野田川加悦線) 終点 終点(海)	堂谷橋	与謝野町字下山田 小字タノ田	2.30	3.50	3.50	4.10	6.40		平17.7.29	平19.5.30		
竹野川 上流	起点 久住川合流点 終点 京丹後市峰山町界	大宮	京丹後市大宮町口 大野小字鯨山377番2	1.50	2.00	2.00	2.80		京都府 丹後土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30		
竹野川 下流	起点 京丹後市太宮町界 終点 終点(海)	矢田橋	京丹後市峰山町糸 井新田326-2地先	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10		平17.7.29	平26.6.9		
川上谷川	起点 伯耆谷川合流点 終点 終点(海)	橋爪橋	京丹後市久美浜町 橋爪483地先	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24		平17.7.29	平26.6.9		
佐濃谷川	起点 円順寺川合流点 終点 終点(海)	出合橋	京丹後市久美浜町野 中小字出合361番地	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81		平17.7.29	平19.5.30		
筒川	起点 田原川合流点 終点 終点(海)	伊根	伊根町本庄上桜 1530-1地先	0.50	0.80	0.80	1.30	3.98		平18.6.2	平27.5.29		
宇川	起点 山根橋(市道井の内1号線) 終点 終点(海)	宇川	京丹後市丹後町平小 字長乗592番地先	1.50	2.10	2.10	2.60			平18.6.2	平19.5.30		
小西川	起点 竹野川合流点 終点	御旅	京丹後市峰山町御旅	1.00	1.20	1.20				平28.6.10			

※ 水位については、水位観測所(テレメータ)の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

8 ダム管理者が行う放流連絡

ダム管理者が、貯留された流水を放流することによって河川の流水の状況に著しい変化を生じ、これによって生じる危害を阻止するために必要があると認める場合等に行うものである。

本府に係るダムは、次の7ダムである。

	管 理 者	様 式	伝達手段及び経路
(1) 大野ダム	京都府	資料編 192～198 頁様式⑮	資料編 138、139 頁
(2) 畑川ダム	京都府	資料編 199～206 頁様式⑯	資料編 140 頁
(3) 天ヶ瀬ダム	国土交通省	資料編 208～216 頁様式⑰	資料編 143、144 頁
(4) 高山ダム	水資源機構	資料編 217～226 頁様式⑱	資料編 145 頁
(5) 布目ダム	水資源機構	資料編 227～237 頁様式⑳	資料編 146 頁
(6) 日吉ダム	水資源機構	資料編 238～250 頁様式㉑	資料編 147 頁
(7) 和知ダム	関西電力(株)	資料編 207 頁様式⑰	資料編 141、142 頁

第2節 地震及び津波に関する予警報等

1 津波警報等

(1) 発表機関及び予報区

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として都道府県支庁程度の区分）に分けられている。京都府は、全域が一つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

(2) 種類と内容

ア 種類・発表基準・発表される津波の高さ等

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が

	え、3m 以下の 場合			襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注 1：津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注 2：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注 3：京都府の津波予報区は「京都府」である。

(イ) 津波予報

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

イ 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(3) 伝達

ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される予報文に京都地方气象台が頭書きを付加して伝達する。伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波予報が含まれることがある。

イ 大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び伝達経路については、資料編（148頁）に定める。

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。ただし、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

なお、水防活動用の特別警報は行われぬ。

2 地震情報及び津波警報等

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。

(1) 地震情報及び津波警報等の種類と内容

地震情報及び津波警報等の種類と内容は次のとおりである。

地震情報及び津波警報等の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（注 1）（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 10 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注 1）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注 2）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注1：京都府の津波予報区は「京都府」

注2：京都府内の地点は「舞鶴」

(2) 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。

- ア 津波に関する情報は「京都府」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。
- イ 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- ウ 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - (ア) 京都府内で震度1以上
 - (イ) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
 - (ウ) その他の府県で震度6弱以上
- エ 遠地地震の震源・震度に関する情報
外国で顕著な地震が発生したとき。
- オ その他の情報
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

(3) 情報の伝達

京都地方気象台が行う地震情報及び津波警報等の伝達方法は、次による。

- ア 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部又は大阪管区気象台から発表される情報文に京都地方気象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は「そのまま」伝達する。
また「震源・震度情報」については、京都府で震度1以上を観測した地点を伝達する。
- イ 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路については、資料編（148頁）に定める。

第3節 情報等の伝達

水防活動に利用する予報警報及び情報等の伝達系統、伝達手段は以下のとおりである。

(1) 伝達系統

予報警報等の種類ごとに伝達に使用する用紙を資料編 150～250 頁に、伝達系統及び手段等（非常の場合を含む）を資料編 112～148 頁に定める。

(2) 予備的方法の経路

伝達系統図中（予備的方法）とは、主たる系統の万一の障害に備えるため、これとは別に設定された伝達系統をいう。

(3) 伝達機関の責務

伝達に携わる各機関は、迅速確実な伝達を確保するための体制を確立する。

ア 担当者の習熟を図る。

イ 通信回線の障害その他、非常の場合の伝達手段の確保に努め、これらの相互の確認と連携の強化に努める。

ウ 各機関は、受報用紙等の所在を明確にし、適宜に補給し、様式の改正等によって廃棄された様式の確実な処分など、伝達上の行き違いや錯乱の未然の防止に努める。

(4) 受報者のとるべき措置

予報警報等を受報した機関は、あらかじめ定められた方法により関係者及び住民に周知するとともに、必要な臨機の措置により災害の防止又は軽減に努める。

(5) その他

ア 「確認」

伝達系統図中「確認」とは、情報の重要性から主たる系統のほかに、これとは別に並行して伝達系統を設定したものをいう。

イ 「サービス情報」

法的根拠はもたないが、管内情報又は、参考情報として伝達する情報をいう。

第 6 章 雨量・水位等の観測・予測・通報及び公表

第 1 節 雨量の観測及び通報

1 雨量の観測

京都府が管理する雨量観測所は、次のとおりである。

□雨量観測所：資料編 269～270 頁（京都府管理）

また、府内における国土交通省管理及び気象庁管理の雨量観測所は次のとおりである。

□雨量観測所：資料編 289 頁（国土交通省管理）

□雨量観測所：資料編 292 頁（気象庁管理）

2 雨量の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量データを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

3 障害時の通報

システムに障害が発生した場合は、以下の要領で電話等により通報するものとする。

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

通報例：「〇〇雨量観測所の〇時現在の時間雨量は〇〇mmです。総雨量は〇〇mmです。」

イ FAXによる通報

観測記録用紙（資料編 152、153 頁）又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

・毎正時

(3) 通報の中止

・水防態勢を解いたとき

第 2 節 水位の観測及び通報

1 水位の観測

京都府が管理する水位観測所及び河川監視カメラは、次のとおりである。

□水位観測所(通常水位計)：資料編 271～272 頁(京都府管理)

□水位観測所(危機管理型水位計)：資料編 273～275 頁(京都府管理)

□河川監視カメラ設置箇所：資料編 276～277 頁(京都府管理)

□簡易型河川監視カメラ設置箇所：資料編 278～279 頁(京都府管理)

また、府内における国土交通省管理の水位観測所は次のとおりである

□水位観測所：資料編 290 頁(国土交通省管理)

2 水位の通報

河川課・砂防課は、府管理の水位データ（通常水位計で観測された水位データ）を、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

3 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により降雨や河川の状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村に通報する。

通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇.〇〇mです。」
「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、〇.〇〇mです。（これで、通報を中止します。）」

イ FAXによる通報は、観測記録用紙（資料編152、153頁）又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

- ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時
- ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき
- ・その他、必要と認められるとき

(3) 通報の中止

- ・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
- ・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- ・水防態勢を解いたとき

第3節 雨量・水位、ダム諸量及び河川監視カメラ画像の公表

河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

また、河川監視カメラの画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送により公表する。

なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

第4節 水位の予測

1 水位等の予測

京都府は気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測を行う。

水位予測対象河川と水位予測観測所は資料編294～300頁に記載する。

2 予測情報の先行配信

京都府は予測情報の一般公開や避難情報の発令基準としての活用を見据え、精度や実用性を検証するため、京都府水位・氾濫予測システムにより、水位予測情報及び氾濫区域予測情報等を市町村等に提供する。

なお、予測値の府民への公開は関係機関協議及び洪水予報河川指定の完了後に行う。

3 水位予測及び氾濫区域予測の通知

京都府は市町村等が事前に通知登録した水位予測地点において通知基準水位に到達する予測をした際等に事前登録されたメールアドレスに到達予測情報を通知するものとする。

(1) 河川種別と通知基準水位

河川種別	通知基準水位	対象水位観測所	備考
洪水予報河川・水位周知河川	避難判断水位・氾濫危険水位	右記水位を設定している観測所（注1）	注2、注3
水防警報河川・その他河川	氾濫開始相当水位（注5）	〃	注2、注4

注1： 資料編294～300頁の表「水位予測対象河川と水位予測観測所」の「通知」欄に○を記載した水位予測観測所

注2： 事前登録時に配信タイミングを「最初の1回のみ」を選択した場合は注3、注4に拘わらず、最初の1回のみ通知

注3： 通知基準水位超過を予測した時及び超過予測後に通知基準水位超過が予測時間の1時間、2時間、3時間、4時間、5時間、6時間前のいずれかになった際に通知。

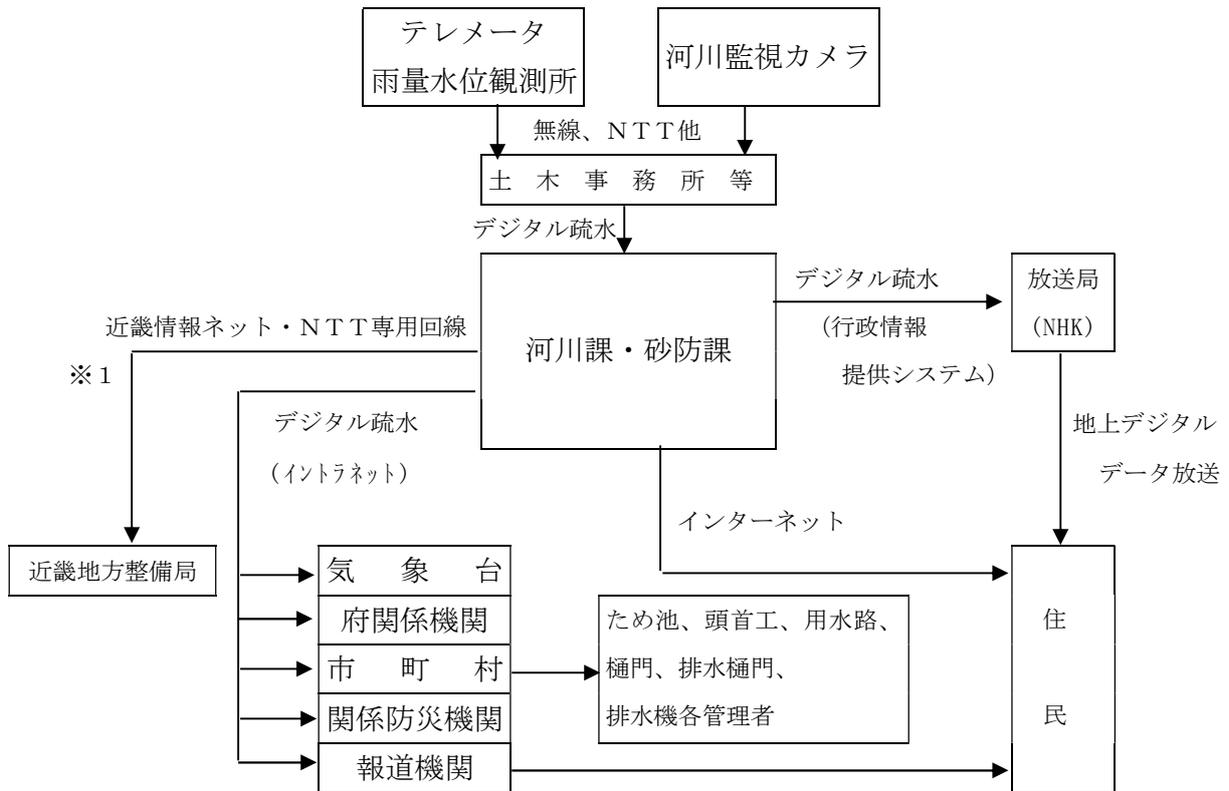
注4： 通知基準水位超過を予測した時及び超過予測後に通知基準水位超過が予測時間の1時間、2時間のいずれかになった際に通知。

注5： 河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は後背地地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位。

各市町村との危険箇所等に関する協議を基に府が設定し、水位の妥当性を検証することとしている。（当面非公表）

第5節 連絡系統

連絡系統は、下図のとおり行うものとする。



<備考>

- ※1 本府の観測結果及び近畿地方整備局の観測の結果について、必要に応じて相互に資料の交換を行うものとする。

第 7 章 ダム・水門等の操作

1 ダム・水門等

水防上重要なダム及び水門等は参考編（2 ダム一覧表、3 重要水こう門一覧表）のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、大野ダムについては、洪水調節容量を確保するため、大野ダム事前放流実施要領に基づき事前放流を行い、貯水位を目標水位まで下げるものとする。

2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管土木事務所、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第 8 章 水防通信連絡

1 水防上緊急を要する通信について

水防上緊急を要する通信については、第 1 通信経路は、防災行政無線電話（F A X）又は一般電話（F A X）、第 2 通信経路は、電報の非常扱いによるものとする。

なお、近距離通信のため、自動車、自転車、伝令等を配置しておく。

上記のほか次の通信施設を利用する。

（法第 27 条の規定による）

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| (1) 警察通信施設 | (2) J R 通信施設 | (3) 国土交通省通信施設 |
| (4) 気象官署通信施設 | (5) 電気事業通信施設 | (6) その他の通信施設 |

2 通信使用協定について

知事及び水防管理者は、あらかじめ通信施設所有者と、通信使用について協定しておくものとする。

第 9 章 輸 送

- 1 水防管理者は、水防に要する輸送についてあらかじめ輸送業者と協定しておくものとする。
- 2 状況により京都府地域防災計画の定めるところにより輸送するものとする。

第 10 章 水防用設備資材器具

1 指定水防管理団体の水防倉庫及び資器材等備蓄基準

(1) 水防倉庫

ア 水防倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するもので、堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。

イ 大きさは、33 m²（10 坪）以上とする。

ウ 設備箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のないときは、堤防内法肩・その他支障のない箇所に設置する。

(2) 資材・器材

品目数量は、次の基準とする。（1 棟当たり）

資 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
袋 類	600 枚	鉄線 10 番	100 kg	杉丸太 長 1.8m 末口 6 cm 長 3.6m 末口 9 cm	150 本
な わ	600 kg	鉄線 8 番	100 kg		
むしろ	100 枚	割 木	50 束		
くぎ(6 インチ)	12 kg	竹(竹杭用を含む)	50 本	砂・玉石・砂利	若 干

器 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
スコップ	30丁	か け や	10丁	の こ ぎ り	4丁
か ま	10丁	おの又はなた	5丁	ペ ン チ	3丁
た こ づ ち	8丁	く わ	10丁	バ ケ ッ ツ	1個
つ る は し	2丁	金 槌	3丁	も っ こ	若 干
照 明 灯	若 干	に な い 棒	若 干		

(3) 資材・器材の確保と補充

ア 資材中、腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ むしろ、かます、俵等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を講じておく。

ウ 資材器材を減損したときは直ちに補充する。

(注) 本章は、基準を示すものであるから、状況に応じて変更しても支障ないものとする。

2 水位計（量水標）

指定水防管理団体の量水標は、次の基準により設置するものとする。

- (1) 設置場所は河床の整った所、流失のおそれのない所及び夜間でも観測しやすい所とする。
- (2) 量水標の幅は、12 cm、目盛は2 cm刻み、白黒の交互10 cmごとの数字を黒書とし、1 mごとの数字は赤書とする。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）は、横に赤線で画する。

第 1 1 章 水防活動に関する諸規定

第 1 節 公用負担

1 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明を携帯し、必要がある場合はこれを提示すべきものとする。

2 公用負担命令書

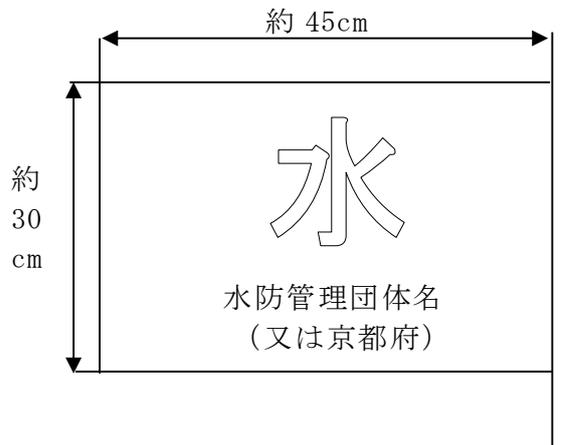
水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべきものに手渡して、これをなすものとする。

<p>公用負担命令権限証 〇〇水防団〇〇部長 何 某</p> <p>上の者に××の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したることを証明する。</p> <p>年 月 日 時</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長 何 某</p>
--

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 書</p> <p>第 号 種類 数量 (枚)</p> <p>負担の内容 使用 収用 処分等</p> <p>年 月 日 時</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>〇〇市町村 何 某 受 任 者 何 某 ㊟</p>
--

第 2 節 優先通行の標識（昭和 50 年 7 月 8 日京都府告示第 409 号）

水防法第 18 条に規定する標識は、次のとおりである。



(注) 白布、水の字は赤色

第3節 水防信号（昭和24年11月8日京都府告示第807号）

水防法第20条に規定する水防信号は、次のとおりである。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒
第4信号	乱 打	○ー 休止 ○ー 約1分 約5秒 約1分
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。	

- 注1：第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 注2：地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第 1 2 章 水 防 活 動

第 1 節 水防体制

1 本庁における水防体制

- (1) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項 (1) による災害警戒本部に移行した場合、待機が解除されるまでの間、気象、雨量・水位の観測、河川防災カメラ及び京都府土砂災害警戒情報システムによる降雨状況等の監視及び国、その他防災関係機関等からの水防情報の収集及び通報等の事務を処理する。

なお、水防業務については、別途水防待機等要領で定めるものとする。

- (2) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項 (2) ～ (5) による災害警戒本部に移行した場合、地域防災計画に定める災害警戒本部体制の下に水防事務を処理する。

2 土木事務所の水防体制

- (1) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項 (1) による災害警戒支部に移行した場合、待機が解除されるまでの間、雨量・水位の観測、河川防災カメラ及び京都府土砂災害警戒情報システムによる降雨状況等の監視及び通報、洪水予報・水防警報の発表、水防情報の伝達等を行うものとする。

又、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等に当たらせるものとする。

なお、水防業務については、別途水防待機等要領で定めるものとする。

- (2) 土木事務所は、隣接する土木事務所と連絡を密にし、相互に水防に協力するものとする。
- (3) 災害警戒支部（基本配備は除く。）及び災害対策支部が設置された場合は、それぞれの支部体制の下で(1)の水防業務を行う。

3 広域振興局の水防体制

- (1) 気象業務法第 14 条の 2 第 1 項の規定による大雨及び洪水注意報及び大雨、洪水及び高潮警報、又は知事が必要と認めたとき、若しくは気象、雨量、水位等によって広域振興局長が必要あると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導に当たらせるものとする。

(注) 指導するために現地に赴く職員は、次のひな形の腕章を付するものとする。

地質・・・毛織又は木綿の白布

文朝・・・茶色

9cm



京都府水防職員

4 大野ダム総合管理事務所の水防体制

- (1) 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は、大野ダム操作規則第13条の規定及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき、洪水警戒体制に入るものとする。
- (2) 洪水警戒体制時においては、大野ダム操作規則第14条各号の規定及び畑川ダム操作規則第11条各号の規定に基づき、各関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

5 水防管理団体の水防体制

- (1) 平時の巡視
水防管理者は、堤防延長1kmないし2kmごとに1人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な個所を発見した時は、所轄土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 出水時の監視
水防管理者は、堤防延長500mないし1,000mごとに監視人1人、連絡員1人の基準で監視に当らせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。
また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。
- (3) 水防管理者は、常に気象状況に注意し、気象警報、洪水予報等が発せられた場合又は水防第1信号を受けたときは、水防作業員が出勤できるよう連絡方法を定めておかねばならない。
- (4) 水防作業員は、第1信号で出勤（1番手）し、第2信号で必要に応じ（2番手、3番手に分割して）出勤するものとする。
- (5) 1番手の出勤人員は定員の3分の1以内とする。
- (6) 水防管理者は、近年続発する局地的豪雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず異常豪雨に際しては、特に厳重な警戒を行うものとする。
- (7) 水防管理者は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については、所轄の警察署と協議しておくものとする。

6 ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制

- (1) 平時の巡視
ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な場所を発見したとき（若しくは、その操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 監視員は、平常から工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。

(3) 出水時の監視

ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名をおき、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できるよう体制を整えておくこと。

(4) 鉄道路線その他重要な公共施設の川上に当たるため池の管理者は、ため池を操作するとき、又は決壊のおそれがあるときは、最寄りの駅にその他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

7 堰堤管理者の水防体制

(1) 洪水期には、特に堰堤管理規定を厳守すること。

(2) 堰堤管理者は、洪水時の操作について、その操作が下流の鉄道路線に影響を及ぼすおそれのあるものについては、あらかじめ西日本旅客鉄道株式会社と連絡方法について協定しておくこと。

第2節 水防管理団体の出動

1 非常配置

各水防管理団体は、水防法第16条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。

ただし、水防上緊急を要するときは、知事は、水防法第30条に基づき指示することがある。

2 出 動

水防管理者は、次の場合、直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者をしてあらかじめ定められた計画に従い、出動せしめ、警戒に当たらせる。

- (1) 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) ため池堤体に漏水が生じ、決壊の恐れが生じたとき。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下及び津波の恐れがあるとき。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

3 出動の援助協力

- (1) 水防管理者は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官及び他の水防管理者又は、市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には、当該水防活動について応援を求めた現地の水防管理者は、現地に責任者をおくものとする。
- (2) この場合、責任者は目印として昼間は、赤腕章、夜間は赤ランプにより、その位置を明確にしておくこと。

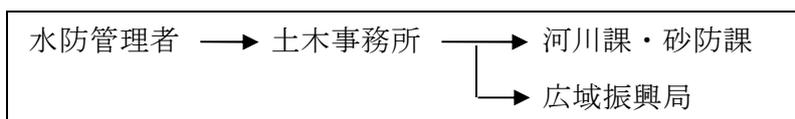
第3節 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告

1 出動、水防開始、堤防等の異常に関する報告

次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防機関が出動したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

連絡系統図



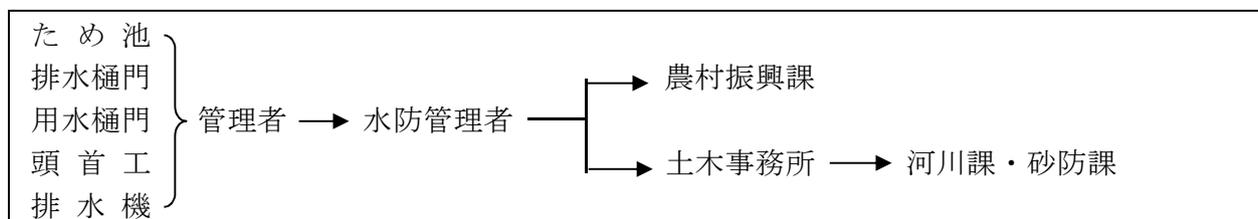
2 ため池等の異常に関する報告

ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告すること。

連絡系統図（京都市・乙訓地域以外）



京都市・乙訓地域連絡系統図



第4節 決壊等の通知

堤防若しくはため池が決壊し、又はおそれのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体において水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所長、広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所長においては、これを直ちに建設交通部河川課・砂防課、警察署、直轄管理区間にかかわるものは国土交通省関係事務所その他必要な機関に連絡するものとする。

第 13 章 土砂災害対策

1 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

市町村による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、平常時から市町村防災担当課等と連携して土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。

府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民から寄せられたときは、市町村防災担当課等と情報の伝達、共有を図る。

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害の発生が予想される箇所について土砂災害警戒区域等を順次指定し、関係市町村と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。

なお、土砂災害警戒区域等の関係図書は、砂防課及び関係土木事務所等で縦覧に供するとともに、インターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

（資料）土砂災害警戒区域等指定箇所 参考編 438 頁

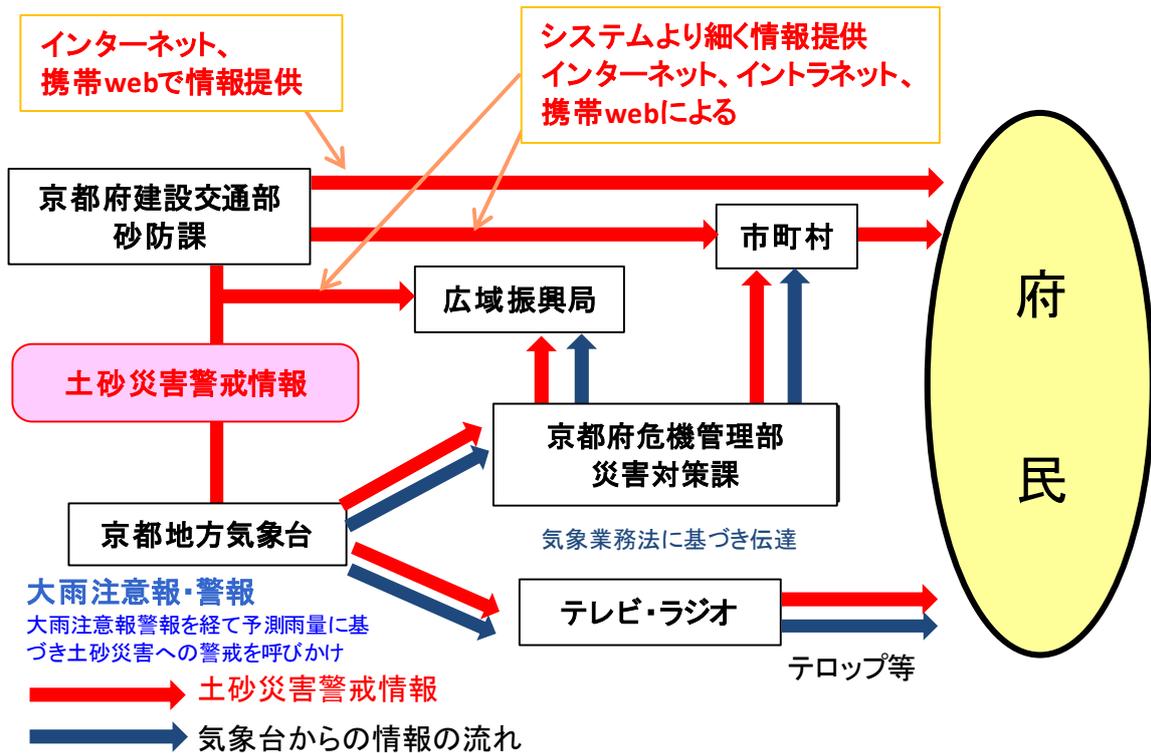
3 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

(1) 目的

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、京都府と京都地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。（伝達経路図参照）

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法 第27条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- ア 警戒基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、土砂災害発生危険基準線に達するときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）を発表する。
- イ 警戒解除基準は、土砂災害発生危険基準線を下回り、かつ短時間で再び土砂災害発生危険基準線を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず土砂災害発生危険基準線を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

(3) 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。但し、合併市町村（京北町は除く）及び京都市は、旧町及び区別で発表する。（京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町には発表されない）

(4) 留意点

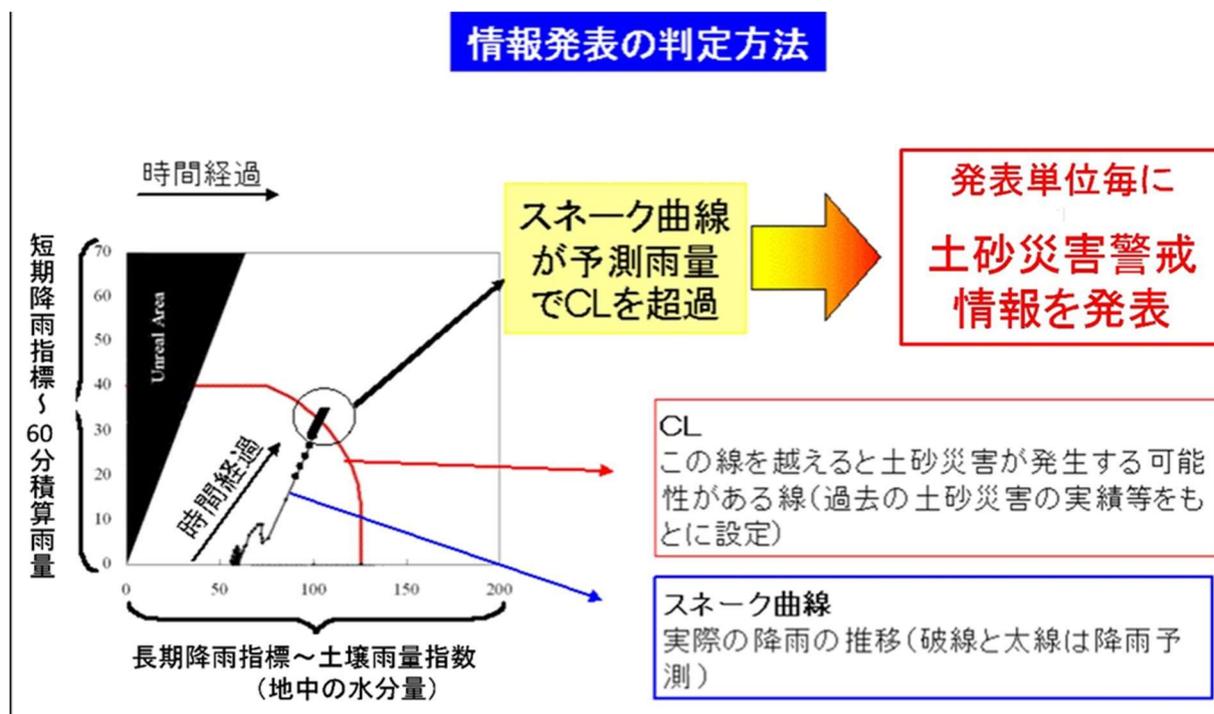
- ア 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

- イ 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- ウ 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

(5) 京都府土砂災害警戒情報システム

ア システムの概要

本システムは気象台による降水予測と、京都府の作成した 1km メッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線 (CL) を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。



イ 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されている PC メール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システムにより地図上で危険度レベルの確認できる情報をインターネット、携帯 Web で発信を行う。

ウ 用語解説

(ア) 解析雨量

気象庁の地域気象観測所 (アメダス) と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから 1 km メッシュ毎の降水量を推定したものの。

(イ) 土壌雨量指数

長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといふ土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

(ウ) 土砂災害発生危険基準線（CL：クリティカルライン）

この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線であり、過去の土砂災害の実績をもとに設定している。

今後、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行ったうえで必要に応じて見直すこととし、精度向上を図ることとする。

第 14 章 道路防災対策

第 1 節 交通規制に関する計画

1 交通規制対策

災害による道路の破損決壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路のうち、道路法上の道路については、土木事務所長が通行の禁止、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、直ちに災害対策本部道路班（道路管理課）並びに災害対策本部に報告する。

2 交通情報の収集及び提供

土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等からの情報により、ただちに災害対策本部（道路管理課）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。

災害対策本部（道路管理課）は前記の報告を受けたときは、ただちにその善後措置の方法について関係機関に通報し、交通の危険防止に必要な措置を行う。

なお、道路・交通の災害情報等の伝達系統は第 2 節(3)伝達系統に示す。

第 2 節 異常気象時における道路通行規制要領

1 京都府管理道路における規制要領

異常気象時（豪雨時）において的確な道路通行規制を実施するため、運転者への周知や警察等関係機関との連携を十分図るとともに、あらかじめ通行規制基準を設定し、これを公表することにより、住民、運転者への事前の注意喚起を行うとともに関係機関との共通認識を深めるものとする。

(1) 通行規制の実施態勢

連続雨量による道路通行規制

規制区分	規 制 基 準	規制に対する態勢
通行注意 (予備規制)	連続雨量が (2) の降雨量になった場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する
通行止 (交通規制)	1 連続雨量が (2) の降雨量になった場合 2 1 項の降雨量に達しないが、明らかに崩落の徴候が見られたとき	1 交通規制（通行止）を行う 2 通行止の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行う 3 災害が発生したときには、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置を講ずる
解 除	注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨のおそれがなく、巡回により土木事務所長が通行の安全を確認したとき	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす

道路冠水による道路通行規制

規制区分	規 制 基 準	規制に対する態勢
通行注意	河川の出水等により道路冠水が予測される場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する
通行止	河川の出水等により道路の路面冠水が始まった場合、又はその危険性が極めて高い場合 1 現地確認により判断 2 現地確認が困難な場合は、河川水位等から判断 (洪水警報等の河川情報に十分注意する)	冠水等が始まった区間及び関連する区間において次の通り実施する 1 交通規制（通行止）を行う 2 通行止の掲示を行う 3 住民・ドライバーへの情報提供を行う
解 除	巡回により土木事務所長が通行の安全を確認した場合	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす

(2) 通行規制区間及び基準

令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 対照 番号	路線名	担当事 務所名至	規制区間		(127セキ) 交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 モニ ター 板	前年度		備考	
			自 郡市 郡市	町村字 町村字		延長 (km)	通行 止 雨量 mm	注意 雨量 mm				通行 時間 連続 雨量 mm	通行止実績 回数		指定 年度
2	1 6 2 号	南丹	南丹市美山町深見 ～京都市境(深見峠)	1.5	1,262	100	150	上弓刺テレメーター(河)	石 落 土砂崩落	A-1 B-1	0	0.0	S45	交通観測点 10900 遮断装置 1箇所	
3	1 6 2 号	南丹	南丹市美山町盛郷 ～京都市境(堀越峠)	4.0	750	100	150	盛郷テレメーター(河)	石 落 土砂崩落	A-1 B-1 C-1	0	0.0	S45	10930 遮断装置 1箇所	
4	1 6 3 号	山城南	福井県境(堀越峠) 木津川市山城町上柏 ～加茂町西	1.9	13,695	100	150	木津テレメーター(河) (山城藩土木事務所) 蒸仁大橋テレメーター(河)	石 落 土砂崩落	A-1 B-1	0	0.0	S45	10980 遮断装置 2箇所	
5	1 6 3 号	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～笠置町笠置	5.9	10,492	100	150	蒸仁大橋テレメーター(河) 笠置テレメーター(河)	石 落 土砂崩落	A-1 B-2	0	0.0	S49	11030 遮断装置 2箇所	
7	1 7 8 号	丹後	宮津市由良 ～粟田(奈島海岸)	3.1	7,042	150	200	西神崎テレメーター(河)	石 落 土砂崩落 路肩欠損	B-4	0	0.0	S56	11330 遮断装置 2箇所	
8	1 7 8 号	丹後	宮津市里波見 ～宮津市長江	2.6	3,244	120	170	日出テレメーター(河)	石 落 土砂崩落 路肩欠損	A-1 B-2	0	0.0	S56	11400 遮断装置 2箇所	
9	1 7 8 号	丹後	与謝郡伊根町長延 ～京丹後市丹後町袖志	7.0	2,439	100	150	伊根テレメーター(河) 宇川テレメーター(河)	石 落 土砂崩落	A-1 B-2	0	0.0	S45	11460 遮断装置 2箇所	
11	3 1 2 号	丹後	京丹後市久美浜町坂井 ～橋谷(岩手峠)	2.5	7,662	120	170	久美浜テレメーター(河)	石 落 土砂崩落	B-3	0	0.0	S45	11670 遮断装置 2箇所	
12-1	3 1 2 号	丹後	宮津市宇喜多 (宮津与謝道路)	6.4	6,038	20	40	宮津天橋立IC(道) (連続110mmと組合せ)	石 落 土砂崩落 路肩欠損	B-3	0	0.0	H22	11680 遮断装置 2箇所	
12-2	3 1 2 号	丹後	宮津市宇須津 (野田川大宮道路) ～京丹後市大宮町森本	4.3	409	70	160	与謝天橋立IC(道) 与謝天橋立IC(道) (連続110mmと組合せ)	石 落 土砂崩落 路肩欠損	B-4	0	0.0	H29	遮断装置 1箇所	
13	4 2 3 号	南丹	亀岡市西別院町 ～曾我部町(法貴峠)	3.0	3,660	120	150	水戸谷気象観測装置(道) 亀岡テレメーター(河) (旧亀岡土木事務所)	石 落 土砂崩落	A-2 B-2	0	0.0	S45	11780 遮断装置 2箇所	
15	4 7 7 号	南丹	亀岡市郷ノ口 ～京都市右京区嵯峨越畑	4.0	409	80	120	神吉テレメーター(河)	石 落 土砂崩落	B-2	0	0.0	S45	11880 遮断装置 2箇所	
16	4 7 7 号	南丹	南丹市八木町神吉～京都市境 (小畑峠)	2.8	540	100	150	神吉テレメーター(河)	石 落 土砂崩落 路肩欠損	B-1	0	0.0	S52	11860 遮断装置 1箇所	
国 道	計		1.3区間	49.0						A-8 B-28 C-1	0	0.0		遮断装置 2.2箇所	

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中雨は連続降雨量とみなす。
道路情報板で甲種式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 対照 番号	道路種別		主要地方		規制区間		(127セキ)	規制基準		危険内容	迂回路	道路 情報 板	前年度		備 考		
	線 名	担当 事務所名	自 至	延長 (km)	交通量 台/日	規制基準値(mm)		通行注 意時間 連続	通行注 意時間 連続				道路 情報 板	延 止 実 績		指 定	
						時 間 連 続											量 連 続
18	宮津養父線 (2号)	丹後	与謝郡与謝野町岩屋 ～兵庫県境(岩屋峠)	1.5	2,391	80	120	滝テレメーター(河)	石 土砂崩落	(府)加悦但東	B-2	0	1	8.0	S45 遮断装置 2箇所		
19	大津南郷宇治線 (3号)	山城北	宇治市横島町六石山 ～滋賀県境	9.4	1,904	80	120	宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所)	石 土砂崩落	(国)24号 (国)宇治印原大石東	A-1 B-1	0	1	5.3	S45 遮断装置 1箇所		
20	空置山添線 (4号)	山城南	相楽郡空置町南空置 ～奈良県境	2.0	690	100	150	空置テレメーター(河)	石 土砂崩落	(府)奈良空置	B-2	0	0	0.0	S49 遮断装置 2箇所		
21	木津信楽線 (5号)	山城南	相楽郡和束町原山 ～滋賀県境	12.0	1,715	100	150	湯船テレメーター(河)	石 土砂崩落	なし	B-2	0	0	0.0	S45 遮断装置 2箇所		
22	木津信楽線 (5号)	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～相楽郡和束町長井	3.5	5,860	100	150	森仁大橋テレメーター(河)	石 土砂崩落	(府)宇治木屋	B-2	0	0	0.0	S49 遮断装置 2箇所		
23	大津宮津線 (9号)	中丹西	福知山市大江町毛原 ～宮津市岩戸(普甲峠)	9.2	2,050	100	150	三上山テレメーター(河)	石 土砂崩落	(国)176号 (国)175号 (国)178号	A-1 B-2	0	0	0.0	S49 遮断装置 2箇所		
24	香美久美浜線 (11号)	丹後	京丹後市久美浜町須地 ～兵庫県境(三原峠)	1.5	2,340	100	150	岩戸テレメーター(河)	石 土砂崩落	(国)178号	B-1	0	0	0.0	S45 遮断装置 1箇所		
25	市島和知線 (59号)	南丹	船井郡京丹波町角 ～才原	2.4	109	100	150	和美浜テレメーター(河)	石 土砂崩落	(国)277号	A-2 B-1	0	0	0.0	H6 遮断装置 2箇所		
26	園部平屋線 (19号)	南丹	南丹市園部町船岡 ～日吉町殿田	3.0	7,831	100	150	和知川橋テレメーター(河)	石 土砂崩落	(国)9号	A-2	0	0	0.0	S45 遮断装置 2箇所		
27	舞鶴野原港高浜線 (21号)	中丹東	舞鶴市小橋～野原 ～日吉町殿田	3.5	897	100	120	殿田テレメーター(河)	石 土砂崩落	(府)日吉京丹波 (府)田井中田	B-3 C-4	0	0	0.0	S45 遮断装置 2箇所		
28	京都広河原美山線 (38号)	南丹	南丹市美山町田歌 ～京都市境(佐々里峠)	15.3	41	80	150	空山テレメーター(河)	石 土砂崩落	(市)野原大山 (国)162号	B-2 C-1	0	0	0.0	S49 遮断装置 1箇所		
30	舞鶴和知線 (51号)	南丹	船井郡京丹波町下栗野 ～下乙見	2.0	927	130	150	佐々里テレメーター(河)	石 土砂崩落	(国)477号	B-2 C-1	0	0	0.0	S45 遮断装置 2箇所		
31	舞鶴和知線 (51号)	中丹東	舞鶴市行水 ～綾部市水梨(普坂峠)	7.1	911	140	170	田歌テレメーター(河)	石 土砂崩落	なし	B-2	0	0	0.0	S45 遮断装置 2箇所		

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中継は連続降雨量とみなす。
道路情報板で甲種式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 対照 番号	道路種別 主要地方道				規制区間		(127セキ)	規制基準値(mm)		危険内容	迂回路	道路 情報 板	前年度		備考	
	線名	担当 事務所名	自 至	延長 (km)	交通量 台/日	規 制 注 意 時 間 連 続 雨 量		規 制 基 準 値 (mm)	通行止実績				指定 年度	道路 交通 遮断装置		
									町村字							町村字
33	(62号)宇治木屋線	山城北	綴喜郡宇治原町郷ノ口 ～高尾(高待橋)	2.3	6,040	80	宇治テレメーター(河) (田宇治土木事務所) 荒木テレメーター(河)	120	落	石 土砂崩落	(国)307号 (国)24号	A-3 B-2	1	5.3	S45 遮断装置 1箇所	
34	(62号)宇治木屋線	山城南	相楽郡和束町木屋 ～柳田(木盛峠)	2.0	1,137	100	和束大橋テレメーター(河) 空置テレメーター(河) 大雲橋テレメーター(河)	150	落	石 土砂崩落	(府)木津信楽 (国)175号	B-2 A-1 B-2	0	0.0	S49 遮断装置 2箇所 41850 遮断装置 2箇所	
35	(63号)山東大江線	中丹西	福知山市大江町天田内 ～福知山市天座	6.3	64	100	下野条テレメーター(河) 高船テレメーター(河)	150	落	石 土砂崩落 路肩欠損	(国)176号	B-2	1	1.5	S56 遮断装置 2箇所 41900 遮断装置 2箇所	
36	(65号)生駒井手線	山城北	京田辺市打田 京丹後市弥栄町中山 ～中津	0.3	1,226	150	高船テレメーター(河) 小田テレメーター(河)	200	落	石 土砂崩落	(府)生駒精華 (国)178号	B-2 B-1	0	0.0	S49 遮断装置 2箇所 42350 遮断装置 1箇所	
37	(75号)浜丹後線	乙訓	長岡京市奥海印寺 ～大阪府境	4.0	774	100	乙訓テレメーター(河) (乙訓土木事務所) 正法寺テレメーター(河)	150	落	石 土砂崩落	(国)171号	B-3	0	0.0	S45 遮断装置 2箇所 42500 遮断装置 2箇所	
38	(79号)伏見柳谷高槻線	山城南	相楽郡南山城村南大河原 ～高尾	11.0	2,277	80	北大河原テレメーター(河) 下山テレメーター(河)	120	落	石 土砂崩落 路肩欠損	(府)月ヶ瀬合山 (国)27号	B-2 なし	0	0.0	S45 遮断装置 2箇所 42600 遮断装置 2箇所 10890 遮断装置 2箇所	
39	(82号)上野南山城線	南丹	船井郡京丹波町長野 ～藤ヶ瀬	3.3	556	100	下山テレメーター(河)	150	落	石 土砂崩落 路肩欠損		A-11 B-38 C-6	5	39.6	S44 遮断装置 3箇所	
47	(80号)日吉京丹波線	計	21区間	103.4												

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で甲型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 対照 番号	道路種別	一般府道		(127センチ) 交通量 台/日	規制区間		規制基準値(mm)		危険内容	迂回路	道路 情報 板	前年度		備 考
		担当事 務所名 至	自 至		延長 (km)	規制基準値(mm)		道路 停止 回数				延時間		
						通行注 意時 間 連続	通行注 意時 間 連続							
40	(321号)	山城北 和束井手線	縦喜郡井手町上井手 ～田村新田	3.0	544	80	120	落 土砂崩落	なし	B-2	0	0.0	S45 60650 遮断装置 2箇所	
42	(109号)	中丹西 福知山山南線	福知山市奥槻原 ～兵庫県境(穴裏峠)	3.0	1,715	100	150	落 土砂崩落	(国)429号	A-1 B-1	0	0.0	S45 60020 遮断装置 1箇所	
43	(561号)	中丹東 田井中田線	舞鶴市田井～栢尾 (大山峠)	8.0	1,313	120	150	落 土砂崩落 路肩欠損	(府)舞鶴野原港高浜 (市)野原大山	B-2 C-2	0	0.0	S52 61690 遮断装置 2箇所	
44	(651号)	丹後 大宮岩滝線	与謝郡与謝町大内 (大内峠)	2.7	797	80	120	落 土砂崩落	(国)176号 (国)312号	B-2	0	0.0	S49 62140 遮断装置 2箇所	
45	(654号)	丹後 井辺平線	京丹後市弥栄町黒部 ～中山	3.0	544	100	150	落 土砂崩落	(国)178号	B-1	0	0.0	S49 62220 遮断装置 1箇所	
46	(654号)	丹後 井辺平線	京丹後市弥栄町田中 ～川久保	2.8	601	80	120	落 土砂崩落	(国)482号 (国)178号	B-2 C-2	0	0.0	S49 62230 遮断装置 2箇所	
一般府道計			6区間	22.5						A-1 B-10 C-4	0	0.0	遮断装置 10箇所	
都道府県道合計			27区間	125.9						A-12 B-48 C-10	0	39.6	遮断装置 48箇所	

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
 連続降雨量……4時間以内の中間は連続降雨量とみなす。
 道路情報板で甲種式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和6年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別	一般国道	線路名	相当事務所名	規制区間		(127セキ)	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	道路情報板	前年度		備考		
				自	至						道路	通行止実績		指定	
															延長 (km)
1-1	175号	中丹西	福知山市	中丹西	6.7	13,572	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4	0	0	0.0	H17	11150 遮断装置 3箇所
1-2	175号	中丹東	福知山市大江町上野	中丹東	14.9	4,749	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4 C-2	2	0	0.0	H17	11180 遮断装置 9箇所
1-3	175号	中丹東	舞鶴市八田	中丹東	1.7	16,136	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1	0	0	0.0	H17	11200 遮断装置 1箇所
11	176号	丹後	舞鶴市上福井	丹後	2.0	21,884	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(特) 宮津養父	A-1	0	0	0.0	H24	11260
2	178号	丹後	舞鶴市八田	丹後	5.1	7,042	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1	0	0	0.0	H17	11330
10	163号	山城南	相楽郡空置町空置	山城南	3.0	9,365	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-2	0	0	0.0	H18	11040
12	482号	丹後	京丹後市弥栄町黒部	丹後	1.0	5,937	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(特) 間人大宮	A-2	0	0	0.0	H24	12180
国	道	計			7区間	34.4				A-15 C-2	2	0	0.0		

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

上記路線のほか、国道176号の一部についても通行規制を実施

令和6年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		主要地方道		規制区間		(H27以降)	規制条件		危険内容		迂回路		道路情報		前年度		備考	
図面参照番号	路線名	担当事務所名	自	至	町村字	延長(km)	交通量	(通行止)	危険内容	迂回路	道路情報	モーター回数	延時間	指定年度	備考	通行止実績		
																台/日	回数	
20	(10号) 大山崎大枝線	乙訓	長岡京市友岡四丁目	長岡京市友岡地(下道)	0.1	13,172	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠	水	(府)西京高槻 (府)開田長岡京停車場	B-2	0	0.0	H25	交通観測点 40420 遮断装置2箇所			
25	(10号) 大山崎大枝線	乙訓	長岡京市調子三丁目	長岡京市調子第二地下道	0.3	7,054	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠	水	(府)興海印寺納所	B-2	0	0.0	H26	40410 遮断装置 2箇所			
26	(15号) 宇治淀線	山城北	宇治市寺山	宇治市寺山	0.3		路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠	水	(府)城陽宇治	B-2	0	0.0	H29	遮断装置 2箇所			
21	(25号) 亀岡園部線	南丹	南丹市園部町船岡	(JR船岡駅北側)	0.1	3,041	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠	水		なし	0	0.0	H24	41050			
22	(49号) 久美浜湊宮浦明線	丹後	京丹後市久美浜町葛野	京丹後市久美浜町葛野	0.8	1,717	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠	水		なし	0	0.0	H24	41350			
3	(55号) 舞鶴福知山線	中丹東 中丹西	舞鶴市上東	舞鶴市上東	25.7	1,324 ~3,381	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠	水		A-1 B-2	2	0.0	H17	41610~41650 遮断装置 2箇所			
23	(77号) 綾部インタータ線	中丹東	綾部市川糸町	(川糸アソダターパス)	0.3	6,361	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠	水		B-2	0	0.0	H24	42410			
24	(79号) 伏見柳谷高槻線	乙訓	長岡京市馬場	(七区田地下道)	0.4	12,754	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠	水	(府)馬場高槻 橋本朝陽(4) (府)1区1号 (府)向日町停車場 (府)上本町駅前上車	B-2	0	0.0	H24	42510 遮断装置 2箇所			
主要地方道		計		8区間		28.0					A-1 B-12	2	0.0					

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の道路型式をB、手動の道路型式をCとして計上する。

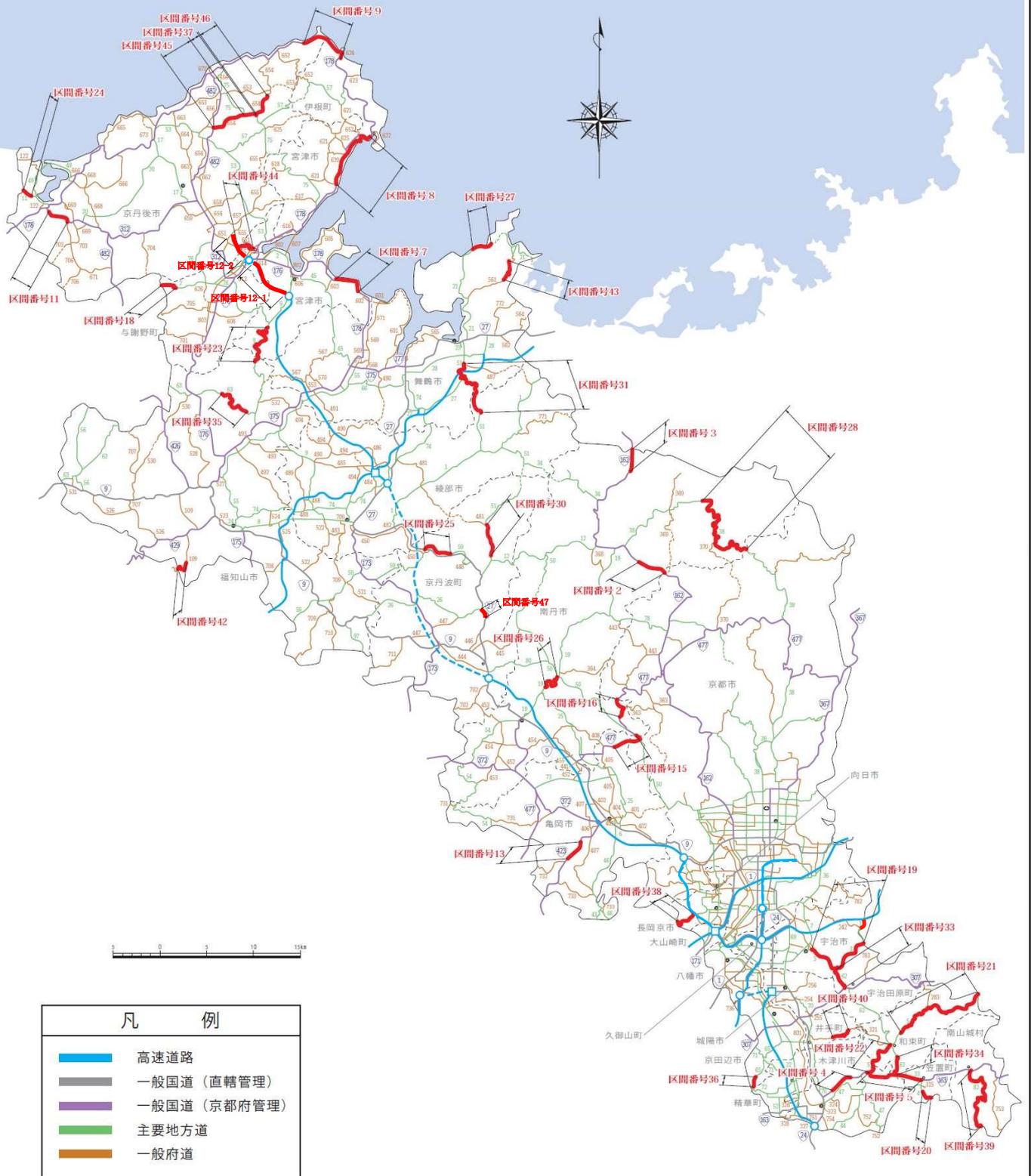
上記路線のほか、綾部大江宮津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線の一部についても通行規制を実施

令和6年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

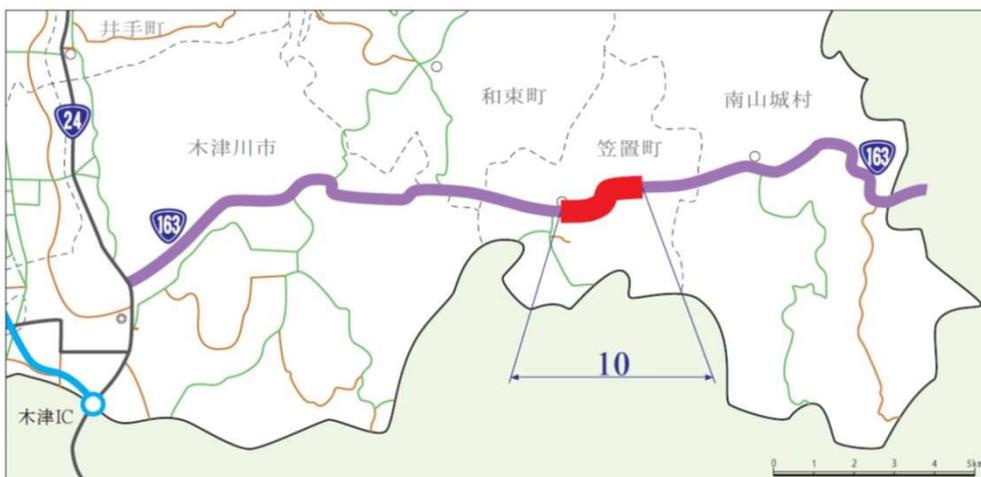
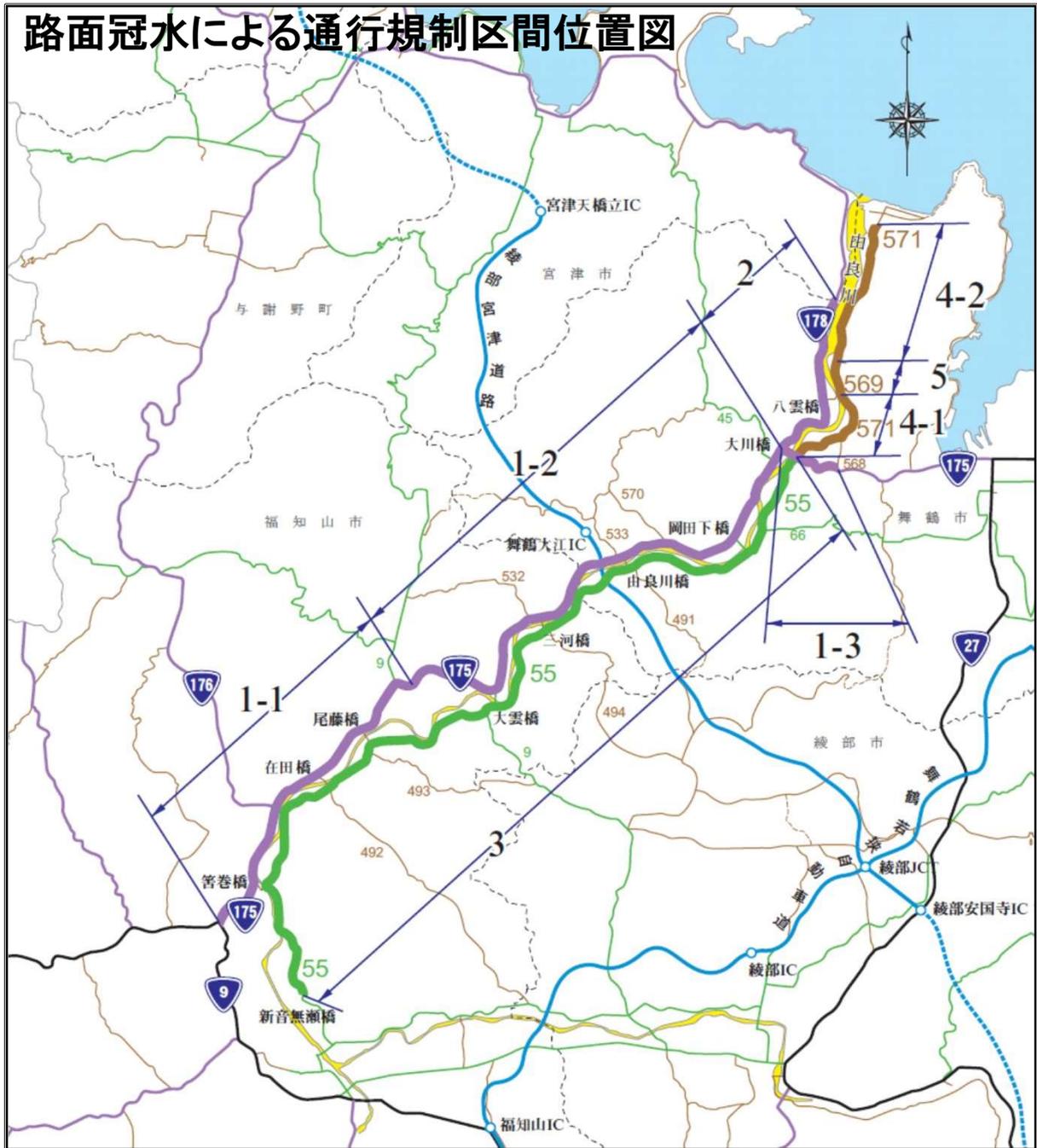
道路種別	一般府道		規制区間		(127セバス) 交通量	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	道路情報 モーター	前年度		備考	
	路面	線名	相当事務所名	自至						町村字	延長(km)		道路
30	(202号)	伏見向日線	乙訓	向日市森本町 (前田地下道) 向日市森本町	0.3	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠水	(特) 西宮高槻 橋本組(株) (限) 171号 (特) 向日町停車場 (限) 上本町地上車	B-2	0	0	0.0	H24 遮断2箇所
31	(203号)	志水西向日停車場線	乙訓	向日市上植野町 (南小路地下道) 向日市上植野町	0.2	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠水	(特) 西宮高槻 橋本組(株) (限) 171号 (特) 向日町停車場 (限) 上本町地上車	B-2	0	0	0.0	H24 遮断装置 2箇所
32	(204号)	奥雄印寺納所線	乙訓	長岡京市調子二丁目 (調子地下道) 長岡京市調子三丁目	0.4	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠水	(特) 西宮高槻 橋本組(株) (限) 171号 (特) 向日町停車場 (限) 上本町地上車	B-2	0	0	0.0	H24 遮断装置 2箇所
34	(493号)	西坂蓼原線	中丹西	福知山市大江町河守 (KTRアンダーパス) 福知山市大江町河守	0.1	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠水	(特) 西宮高槻 橋本組(株) (限) 171号 (特) 向日町停車場 (限) 上本町地上車	なし	1	1	13.1	H26 61390
4-1	(571号)	西神崎上東線	中丹東	舞鶴市中山	3.0	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(特) 西宮高槻 橋本組(株) (限) 171号 (特) 向日町停車場 (限) 上本町地上車	なし	0	0	0.0	H17 遮断装置 1箇所
5	(569号)	東雲停車場線	中丹東	舞鶴市水間	1.0	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(特) 西宮高槻 橋本組(株) (限) 171号 (特) 向日町停車場 (限) 上本町地上車	なし	0	0	0.0	H17 遮断装置 1箇所
4-2	(571号)	西神崎上東線	中丹東	舞鶴市油江	3.9	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(特) 西宮高槻 橋本組(株) (限) 171号 (特) 向日町停車場 (限) 上本町地上車	なし	1	0	0.0	H17 遮断装置 1箇所
33	(673号)	浅茂川下岡線	丹後	京丹后市網野町下岡 京丹后市網野町網野	1.3	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(特) 浜詰網野 (限) 178号	なし	0	0	0.0	H24 62500
一般府道計				8区間	10.2				B-6	2	1	13.1	
都道府県道合計				16区間	38.2				A-1 B-18	4	1	13.1	

上記路線のほか、管巻牧線、私市大江線、西坂蓼原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内高地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施
(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

連続雨量による通行規制区間位置図

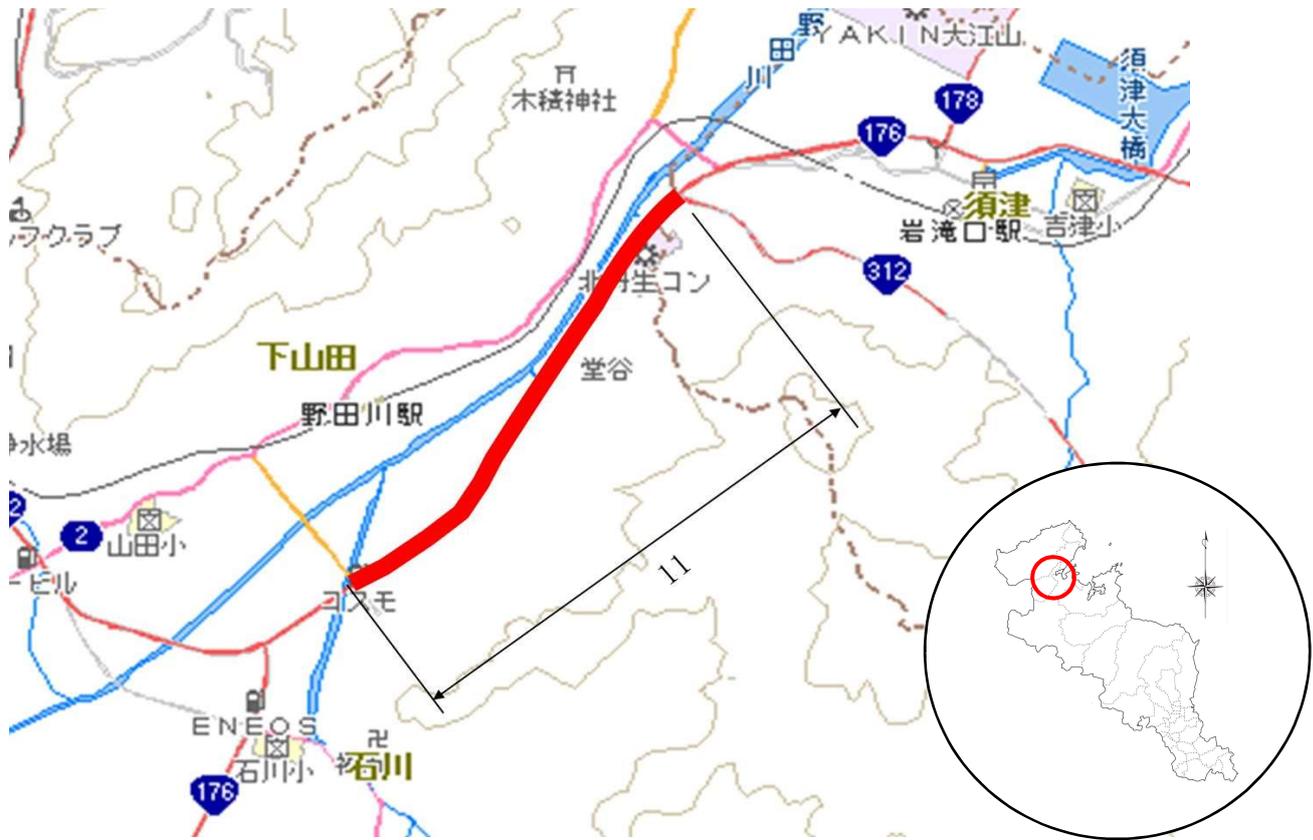


路面冠水による通行規制区間位置図



路面冠水による通行規制区間

番号	11	路線名	(国)176号	箇所名	与謝野町石川地内
----	----	-----	---------	-----	----------



路面冠水による通行規制区間

番号	12	路線名	(国)482号	箇所名	京丹後市弥栄町黒部地内
----	----	-----	---------	-----	-------------



路面冠水による通行規制区間

番号	20	路線名	(主)大山崎大枝線	箇所名	府道友岡地下道
----	----	-----	-----------	-----	---------



路面冠水による通行規制区間

番号	21	路線名	(主)亀岡園部線	箇所名	JR船岡駅北側
----	----	-----	----------	-----	---------



路面冠水による通行規制区間

番号	22	路線名	(主)久美浜湊宮浦明線	箇所名	京丹後市久美浜町葛野～同鹿野地内
----	----	-----	-------------	-----	------------------



路面冠水による通行規制区間

番号	23	路線名	(主)綾部インター線	箇所名	川糸アンダーパス
----	----	-----	------------	-----	----------



路面冠水による通行規制区間

番号	24	路線名	(主)伏見柳谷高槻線	箇所名	七反田地下道
----	----	-----	------------	-----	--------



路面冠水による通行規制区間

番号	25	路線名	(主)大山崎大枝線	箇所名	調子第二地下道
----	----	-----	-----------	-----	---------



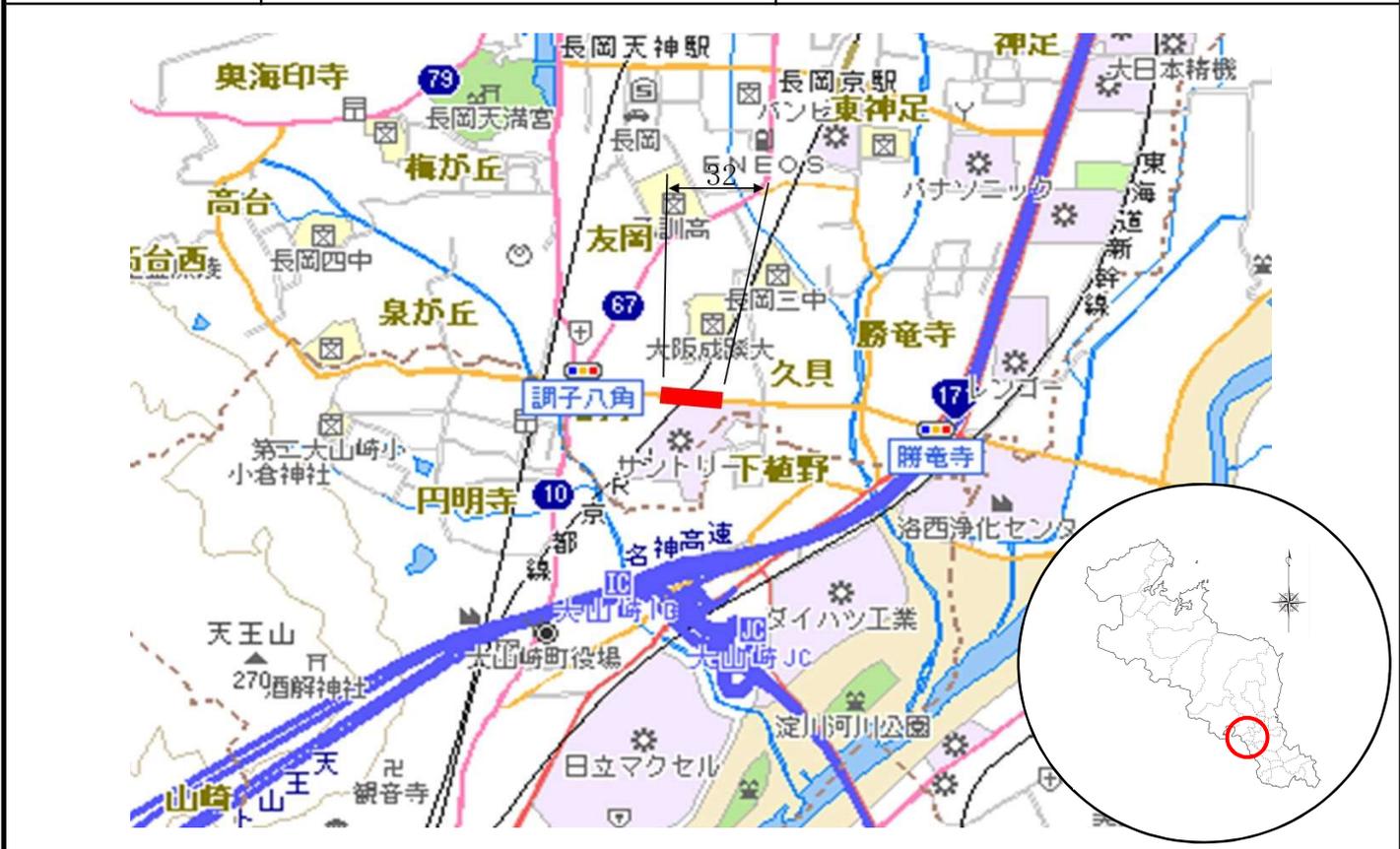
路面冠水による通行規制区間

番号	31	路線名	(一)志水西向日停車場線	箇所名	南小路地下道
----	----	-----	--------------	-----	--------



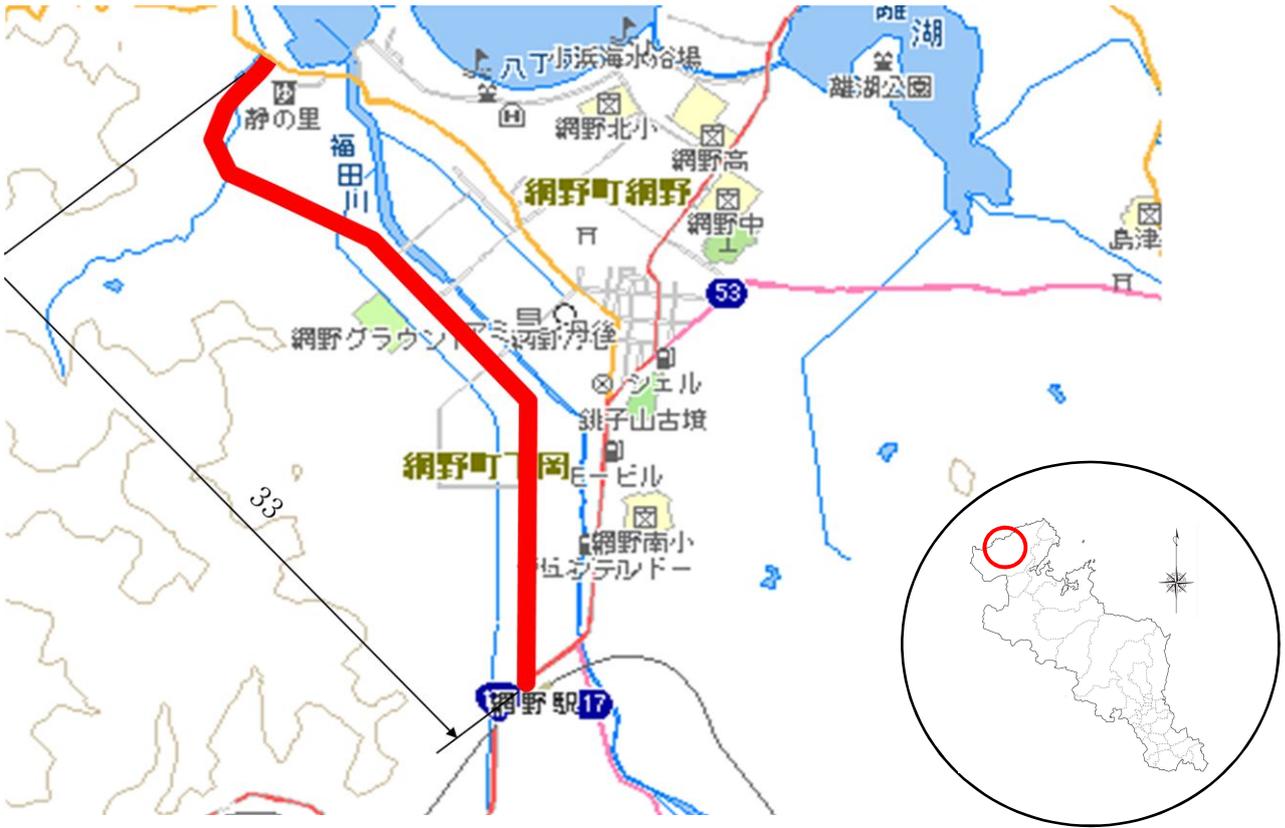
路面冠水による通行規制区間

番号	32	路線名	(一)奥海印寺納所線	箇所名	調子地下道
----	----	-----	------------	-----	-------



路面冠水による通行規制区間

番号	33	路線名	(一)浅茂川下岡線	箇所名	京丹後市網野町下岡～同網野地内
----	----	-----	-----------	-----	-----------------



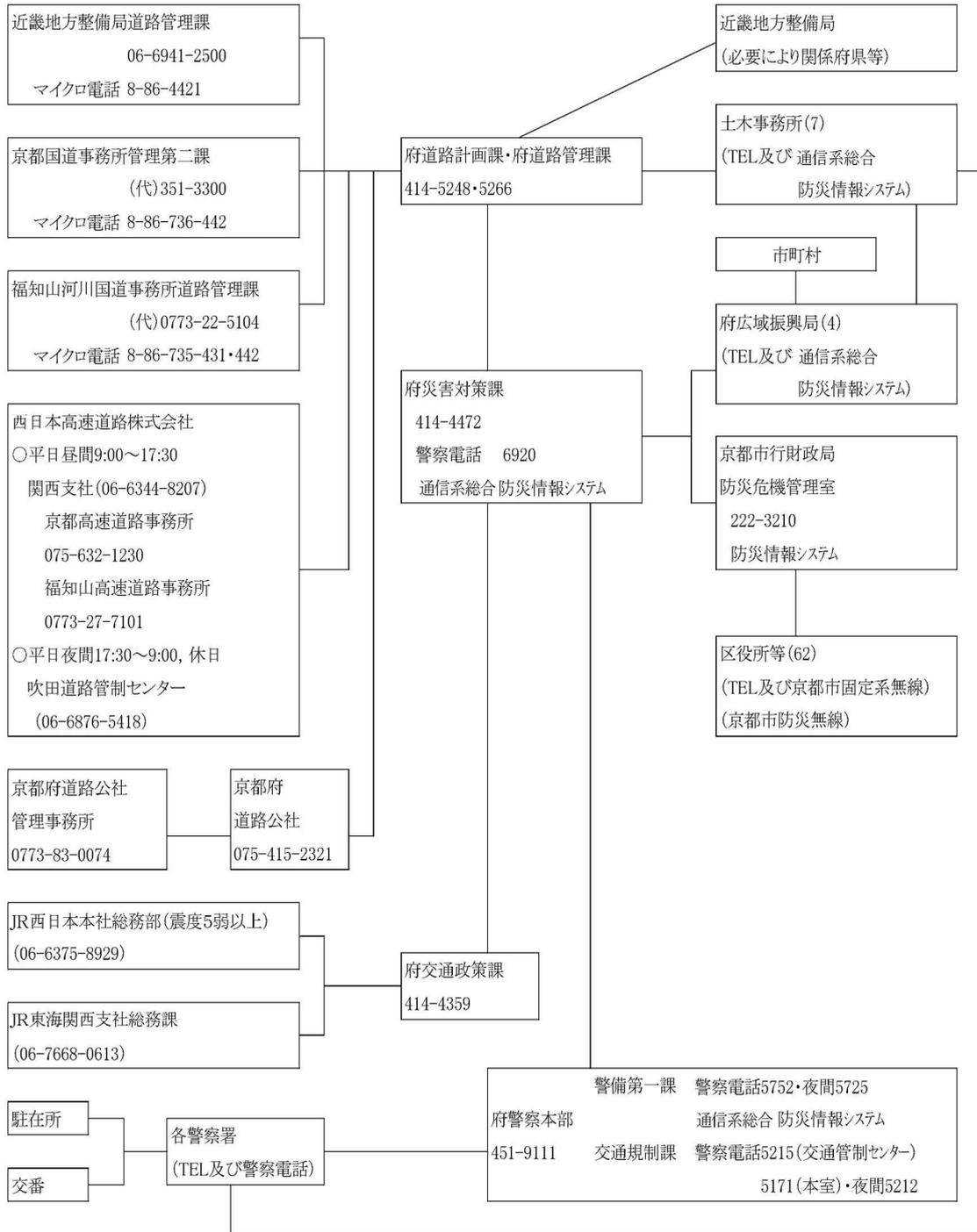
路面冠水による通行規制区間

番号	34	路線名	(一)西坂蓼原線	箇所名	河守KTRアンダーパス
----	----	-----	----------	-----	-------------



(3) 伝達系統

道路・交通の災害情報等の伝達系統



注:災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

第 15 章 避難のための立ち退き

1 立ち退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等必要な措置を講じておくこと。

2 立ち退き指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第4信号（第9章第3節）、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が立ち退きを指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

3 立ち退き指示の徹底

実施責任者は、テレビ、ラジオ、信号、広報車あるいは広報網、その他の方法により区域居住者に周知徹底を図るものとする。

第 16 章 応 急 復 旧

1 河川における応急復旧

土木事務所長は、河川において被害（決壊、崩壊、漏水亀裂等）が発生した場合において、応急復旧に特に緊急を要すると認めたときは、速やかに応急措置をとるとともに、その旨を建設交通部長に報告し、事後の措置について指示を受けるものとする。

2 道路・橋梁等の応急復旧

土木事務所長は、道路の被害（埋没・亀裂・崩土路肩決壊・全壊・半壊等）及び橋梁に被害（破壊・流出）が発生した場合は、前項の例により措置するものとする。

第 17 章 水 防 解 除

1 水防管理者

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、所轄土木事務所長及び広域振興局長に報告する。

2 土木事務所長

土木事務所長は、前項の報告を受けたときは、直ちに建設交通部河川課・砂防課に報告する。

第 18 章 水 防 活 動 報 告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく 107、108 頁の様式『水防 活動実施報告書』により 5 日以内に土木事務所を経由して知事に報告するものとする。
ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

第 19 章 水 防 訓 練

- 1 指定水防管理団体は、水防訓練を毎年 1 回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- 2 その他の水防管理団体の訓練の時期は、前項に準ずる。

第 20 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

(1) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定

洪水予報河川及び水位周知河川等について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管内
淀川	鴨川	洪水予報	H30.5	京都市、八幡市、久御山町	京 都
			R7.5	京都市	
	高野川	洪水予報	H30.5	京都市	
			R7.5	京都市	
	桂川(上流)	水位周知	H30.5	京都市	
			R7.5	京都市	
	弓削川	水位周知	H30.5	京都市	
	山科川	水位周知	H30.5	京都市、宇治市	
			R7.5	京都市、宇治市	
	天神川	水位周知	H30.5	京都市	
	白川		R7.5	京都市	
	岩倉川		R7.5	京都市	
	長代川		R7.5	京都市	
	鞍馬川		R7.5	京都市	
	静原川		R7.5	京都市	
	貴船川		R7.5	京都市	
	有栖川		R7.5	京都市	
	清滝川		R7.5	京都市	
	田原川		R7.5	京都市、南丹市	
	室谷川		R7.5	京都市、南丹市	
	室地川		R7.5	京都市	
	明石川		R7.5	京都市	
	熊田川		R7.5	京都市	
	細野川		R7.5	京都市、南丹市	
	筒江川		R7.5	京都市	
	知谷川		R7.5	京都市	
	三明谷川		R7.5	京都市	
	小塩川		R7.5	京都市	
灰屋川		R7.5	京都市		
片波川		R7.5	京都市		
別所川		R7.5	京都市		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管内
淀川	能見川		R7.5	京都市	京都
	東高瀬川		R7.5	京都市	
	七瀬川		R7.5	京都市	
	旧安祥寺川		R7.5	京都市	
	安祥寺川		R7.5	京都市	
	四宮川		R7.5	京都市	
	針畑川		R7.5	京都市	
	久多川		R7.5	京都市	
	西羽束師川		R7.5	京都市、大山崎町、長岡京市、向日市	
	西羽束師川支川		R7.5	京都市、大山崎町、長岡京市、向日市	
	音羽川		R7.5	京都市	
	瀬戸川		R7.5	京都市	
	合場川		R7.5	京都市	
	西野山川		R7.5	京都市	
	西野山川支川		R7.5	京都市	
	藤尾川		R7.5	京都市	
	新川		R7.5	京都市、向日市	
	白川放水路		R7.5	京都市	
	小畑川	水位周知河川	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	
小泉川	水位周知河川	H30.5	長岡京市、大山崎町		
久保川		R7.5	大山崎町		
犬川		R7.5	長岡京市		
善峰川		R7.5	京都市、長岡京市		
芥川		R7.5	京都市		
山城北	大谷川	水位周知河川	H30.5	八幡市、京田辺市	
			R7.5	京田辺市	
	田原川	水位周知河川	R1.5	宇治田原町	
	馬坂川	水防警報河川	R7.5	京田辺市	
	普賢寺川		R7.5	京田辺市	
	鬼灯川		R7.5	京田辺市	
	南谷川	水防警報河川	R7.5	井手町	
	遠藤川		R7.5	京田辺市	
	古川	水防警報河川	R7.5	京都市、宇治市、城陽市、久御山町	
	志津川		R7.5	宇治市	
	田原川		R7.5	宇治田原町	
	門口川		R7.5	宇治田原町	
	符作川		R7.5	宇治田原町	
	滝ノ口川		R7.5	宇治田原町	
	糠塚川		R7.5	宇治田原町	
大導寺川		R7.5	宇治田原町		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
淀 川	禪定寺川		R7.5	宇治田原町	山城北
	石詰川		R7.5	宇治田原町	
	笠取川		R7.5	宇治市	
	奥山田川		R7.5	宇治田原町	
	大福川		R7.5	宇治田原町	
	里川		R7.5	宇治田原町	
	名木川		R7.5	宇治市、久御山町	
	井川		R7.5	宇治市	
淀 川	煤谷川	水位周知河川	R1.10	京田辺市、精華町	山城南
	山田川	水位周知河川	R1.10	木津川市、精華町	
			R7.5	木津川市、精華町	
	井関川	水位周知河川	R1.10	木津川市	
	赤田川	水位周知河川	R1.10	木津川市	
			R7.5	木津川市	
	和束川	水位周知河川	R1.5	和束町、木津川市	
			R7.5	和束町	
	遠藤川		R7.5	和束町	
	萩の谷川		R7.5	木津川市	
	渋谷川		R7.5	木津川市	
	乾谷川		R7.5	精華町	
	井関川放水路		R7.5	木津川市	
	鹿川		R7.5	木津川市	
	山松川		R7.5	木津川市	
	大井手川		R7.5	木津川市	
	石部川		R7.5	木津川市	
	蛇吉川		R7.5	木津川市	
	柚田川		R7.5	和束町	
	南川		R7.5	和束町	
	中村川		R7.5	和束町	
	門前川		R7.5	和束町	
	谷山川		R7.5	和束町	
	椎原川		R7.5	和束町	
	白砂川		R7.5	笠置町	
	打滝川		R7.5	笠置町	
	布目川		R7.5	笠置町	
	渋久川		R7.5	南山城村	
	小川		R7.5	木津川市	
	乾谷川放水路		R7.5	精華町	
桂川（中流）	洪水予報河川	H30.10	亀岡市、南丹市	南 丹	
犬飼川	水位周知河川	H30.10	亀岡市		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管内
淀川	園部川	洪水予報河川	H30.10	南丹市	南丹
	田原川	水位周知河川	H30.10	南丹市、京都市	
	奥山川		R7.5	南丹市	
	胡麻川		R7.5	南丹市	
	志和賀川		R7.5	南丹市	
	海老谷川		R7.5	南丹市	
	木住川		R7.5	南丹市	
	中世木川		R7.5	南丹市	
	大路次川		R7.5	亀岡市	
	千ヶ畑川		R7.5	亀岡市	
	栢原川		R7.5	亀岡市	
	東掛川		R7.5	亀岡市	
	安威川		R7.5	亀岡市	
由良川	棚野川	水位周知河川	H30.10	南丹市	
	高屋川	水位周知河川	H30.5	京丹波町	
			R7.5	京丹波町	
	由良川		R7.5	南丹市、京丹波町、綾部市	
	井尻川		R7.5	京丹波町	
	質美川		R7.5	京丹波町	
	畑川		R7.5	南丹市、京丹波町	
	実勢川		R7.5	京丹波町	
	須知川	水防警報河川	R7.5	京丹波町	
	水戸川		R7.5	京丹波町	
	曾根川		R7.5	京丹波町	
	曾谷川		R7.5	京丹波町	
	大朴川		R7.5	京丹波町	
	水呑川		R7.5	京丹波町	
	上和知川		R7.5	京丹波町	
	西河内川		R7.5	京丹波町	
	川谷川		R7.5	南丹市	
	砂木谷川		R7.5	南丹市	
	西川		R7.5	南丹市	
	神谷川		R7.5	南丹市	
	下谷川		R7.5	南丹市	
	山森川		R7.5	南丹市	
	太田川		R7.5	南丹市	
	原川		R7.5	南丹市	
	深見川		R7.5	南丹市	
	知見谷川		R7.5	南丹市	
西畑川		R7.5	南丹市		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
由良川	小畠川		R7.5	南丹市	南 丹
	河内谷川		R7.5	南丹市	
	佐々里川		R7.5	南丹市	
	中ノ谷川		R7.5	南丹市	
	東又川		R7.5	京丹波町	
由良川	犀川	水位周知河川	H30.5	綾部市	中丹東
			R7.5	綾部市	
	上林川	水位周知河川	R1.10	綾部市	
	由良川		R7.5	綾部市	
	和江谷川		R7.5	舞鶴市	
	土佐川		R7.5	舞鶴市	
	丸田川		R7.5	舞鶴市	
	八戸地川		R7.5	舞鶴市	
	真壁川		R7.5	舞鶴市	
	久田美川		R7.5	舞鶴市	
	池田川		R7.5	舞鶴市	
	富室川		R7.5	舞鶴市	
	岡田川		R7.5	舞鶴市	
	平川		R7.5	舞鶴市	
	下見谷川		R7.5	舞鶴市	
	長谷川		R7.5	舞鶴市	
	宇谷川		R7.5	舞鶴市	
	檜川		R7.5	舞鶴市、宮津市	
	滝川		R7.5	舞鶴市	
	荒倉川		R7.5	綾部市、福知山市	
	伊路屋川		R7.5	綾部市	
	西坂川		R7.5	綾部市	
	天野川		R7.5	綾部市	
	白道路川		R7.5	綾部市	
	向田川		R7.5	綾部市	
	西方川		R7.5	綾部市	
	安場川		R7.5	綾部市	
	八田川	水防警報河川	R7.5	綾部市	
	小呂川		R7.5	綾部市	
	上八田川		R7.5	綾部市	
	木住川		R7.5	綾部市	
睦志川		R7.5	綾部市		
山内川		R7.5	綾部市		
稲早谷川		R7.5	綾部市		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
由良川	田野川		R7.5	綾部市	中丹東
	宮川	水位周知河川	H30.5	福知山市	中丹西
			R7.5	福知山市	
	牧川	水位周知河川	H30.5	福知山市	
			R7.5	福知山市	
	和久川	水位周知河川	H30.5	福知山市	
	土師川	水位周知河川	H30.5	福知山市	
			R7.5	福知山市、京丹波町	
	田中川		R7.5	福知山市	
	三河川		R7.5	福知山市	
	枯木川		R7.5	福知山市	
	雲原川		R7.5	福知山市	
	玉川		R7.5	福知山市	
	北原川		R7.5	福知山市	
	蓼原川		R7.5	福知山市	
	尾藤川		R7.5	福知山市	
	谷河川		R7.5	福知山市	
	在田川		R7.5	福知山市	
	花倉川		R7.5	福知山市	
	大呂川		R7.5	福知山市	
	佐々木川		R7.5	福知山市	
	宮垣川		R7.5	福知山市	
	千原川		R7.5	福知山市	
	深山川		R7.5	福知山市	
	畑川		R7.5	福知山市	
	小畑川		R7.5	福知山市	
	額田川		R7.5	福知山市	
	末川		R7.5	福知山市	
	東川		R7.5	福知山市	
	大油子川		R7.5	福知山市	
	直見川		R7.5	福知山市	
	加津良川		R7.5	福知山市	
	榎原川		R7.5	福知山市	
堺川		R7.5	福知山市		
竹田川		R7.5	福知山市		
大内川		R7.5	福知山市		
田野川		R7.5	福知山市		
平石川		R7.5	福知山市		
寺尾川		R7.5	福知山市		
川合川		R7.5	福知山市		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
由良川	台頭川		R7.5	福知山市	中丹西
	細見川		R7.5	福知山市	
	西松川		R7.5	福知山市	
	岬ヶ鼻川		R7.5	福知山市	
	友淵川		R7.5	福知山市	
	猪鼻川		R7.5	福知山市、京丹波町	
	加用川		R7.5	福知山市、京丹波町	
	大砂利川		R7.5	福知山市	
	法川		R7.5	福知山市	
	大谷川		R7.5	福知山市	
	大迫川		R7.5	宮津市	丹 後
	馳出川		R7.5	宮津市	
二級河川	志楽川	水位周知河川	H30.10	舞鶴市	中丹東
			R7.5	舞鶴市	
	伊佐津川	水位周知河川	H30.10	舞鶴市	
			R7.5	舞鶴市	
	野原川		R7.5	舞鶴市	
	瀬崎川		R7.5	舞鶴市	
	大丹生川		R7.5	舞鶴市	
	河辺川		R7.5	舞鶴市	
	朝来川		R7.5	舞鶴市	
	吉野川		R7.5	舞鶴市	
	堀川		R7.5	舞鶴市	
	鹿原川		R7.5	舞鶴市	
	祖母谷川		R7.5	舞鶴市	
	与保呂川	水防警報河川	R7.5	舞鶴市	
	椿川		R7.5	舞鶴市	
	菅坂川		R7.5	舞鶴市	
	池の内下川		R7.5	舞鶴市	
	寺田川		R7.5	舞鶴市	
	高野川		R7.5	舞鶴市	
	女布川		R7.5	舞鶴市	
	福井川		R7.5	舞鶴市	
	野田川	水位周知河川	H30.10	宮津市、与謝野町	丹 後
	竹野川	水位周知河川	H30.10	京丹後市	
			R7.5	京丹後市	
	福田川	水位周知河川	H30.10	京丹後市	
			R7.5	京丹後市	
	川上谷川	水位周知河川	H30.10	京丹後市	
R7.5			京丹後市		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
二級河川	佐濃谷川	水位周知河川	H30.10	京丹後市	丹 後
			R7.5	京丹後市	
	大手川	水位周知河川	R2.5	宮津市	
			R7.5	宮津市	
	宇川	水位周知河川	R2.5	京丹後市	
			R7.5	京丹後市	
	筒川	水位周知河川	R2.5	伊根町	
			R7.5	伊根町	
	大雲川		R7.5	宮津市	
	狩場川		R7.5	宮津市	
	神子川		R7.5	宮津市	
	大膳川		R7.5	宮津市	
	今福川		R7.5	宮津市	
	宮川		R7.5	宮津市	
	男山川		R7.5	与謝野町	
	三田川		R7.5	与謝野町	
	真名井川		R7.5	宮津市	
	畑川		R7.5	宮津市	
	世屋川		R7.5	宮津市	
	波見川		R7.5	宮津市	
	犀川		R7.5	宮津市	
	長延川		R7.5	伊根町	
	奥田川		R7.5	伊根町	
	田原川		R7.5	伊根町、宮津市	
	吉野川		R7.5	京丹後市	
	須川		R7.5	京丹後市	
	吉永川		R7.5	京丹後市	
	力石川		R7.5	京丹後市	
	徳良川		R7.5	京丹後市	
	鳥取川		R7.5	京丹後市	
	溝谷川		R7.5	京丹後市	
	芋野川		R7.5	京丹後市	
	小西川	水防警報河川	R7.5	京丹後市	
	鱒留川		R7.5	京丹後市	
久次川		R7.5	京丹後市		
善王寺川		R7.5	京丹後市		
大谷川		R7.5	京丹後市		
常吉川		R7.5	京丹後市		
久住川		R7.5	京丹後市		
樋越川		R7.5	京丹後市		

水系名	河川名	種別	指定 公表年月	関係市町村	管 内
二級河川	離湖		R7.5	京丹後市	丹 後
	大橋川		R7.5	京丹後市	
	新庄川		R7.5	京丹後市	
	木津川		R7.5	京丹後市	
	俵野川		R7.5	京丹後市	
	三原川		R7.5	京丹後市	
	長野川		R7.5	京丹後市	
	円頓寺川		R7.5	京丹後市	
	永留川		R7.5	京丹後市	
	芦原川		R7.5	京丹後市	
	伯耆谷川		R7.5	京丹後市	
	栃谷川		R7.5	京丹後市	
	久美谷川		R7.5	京丹後市	
	河梨川		R7.5	京丹後市	
	馬地川		R7.5	京丹後市	
	神谷川		R7.5	京丹後市	
新樋越川		R7.5	京丹後市		

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

<https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui/sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html>

(2) 災害からの安全な京都づくり条例に基づく洪水浸水想定区域図の公表状況

洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として公表する。

同条例に基づく洪水浸水想定区域の公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水 系 名	河川名	種別	公表年月	関係市町村	管 内
淀 川	西高瀬川		H30.5	京都市	京 都
	御室川		H30.5	京都市	
	宇多川		H30.5	京都市	
	宇治川派流		R4.10	京都市	
	濠川		R4.10	京都市	
	防賀川		H30.5	京田辺市、八幡市	山城北
	防賀川上津屋放水路		H30.5	八幡市	
	防賀川神矢放水路		H30.5	京田辺市	
	手原川		H30.5	京田辺市	
	天津神川		H30.5	京田辺市	
	堂の川		H30.10	宇治市、京都市	
	弥陀次郎川		H30.10	宇治市、京都市	
	戦川		H30.10	宇治市	
	新田川		H30.10	宇治市	

水系名	河川名	種別	公表年月	関係市町村	管内
淀川	長谷川		R1.10	城陽市	山城北
	青谷川		R1.10	井手町、城陽市	
	玉川		R1.10	井手町	
	渋川		R1.10	井手町、木津川市	
	岡本川		R4.10	宇治市	
	天神川		R2.10	木津川市、井手町	山城南
	不動川		R2.10	木津川市	
	鳴子川		R2.10	木津川市	
	新川		R2.10	木津川市	
	横川		R3.5	笠置町	
	鵜の川		H30.10	亀岡市	南丹
	西川		H30.10	亀岡市	
	年谷川		H30.10	亀岡市	
	雑水川		H30.10	亀岡市	
	曾我谷川		H30.10	亀岡市	
	愛宕谷川		H30.10	亀岡市	
	七谷川		H30.10	亀岡市	
	古川		H30.10	亀岡市	
	山内川		H30.10	亀岡市	
	菰川		H30.10	亀岡市	
	東所川		H30.10	南丹市	
	三俣川		H30.10	亀岡市、南丹市	
	官山川		H30.10	南丹市	
	馬田川		H30.10	南丹市	
	園部川		H30.10	南丹市	
	天神川		H30.10	南丹市	
	陣田川		H30.10	南丹市	
	半田川		H30.10	南丹市	
	本梅川		H30.10	亀岡市、南丹市	
八田川		H30.10	南丹市		
音羽川		H30.10	亀岡市		
神田川		H30.10	亀岡市		
北川		H30.10	亀岡市		
法貴谷川		H30.10	亀岡市		
天神川放水路		R4.10	南丹市		
由良川	奥山川		R4.10	京丹波町	南丹
	長谷川		R4.10	京丹波町	
	木ノ谷川		R4.10	京丹波町	
	伊佐津川		H30.10	舞鶴市	中丹東
	天清川		H30.10	舞鶴市	

水系名	河川名	種別	公表年月	関係市町村	管内
由良川	池内川		H30.10	舞鶴市	中丹東
	青谷川		H30.10	舞鶴市	
	米田川		H30.10	舞鶴市	
	上林川		R1.10	綾部市	
	井根川		R1.10	綾部市	
	浅原川		R1.10	綾部市	
	畑口川		R1.10	綾部市	
	草壁川		R1.10	綾部市	
	古和木川		R1.10	綾部市	
	和久川		H30.5	福知山市	中丹西
	弘法川		H30.5	福知山市	
	鳴谷川		H30.5	福知山市	
	弘法川放水路		H30.5	福知山市	
	相長川		R1.5	福知山市	
	野田川		H30.10	与謝野町	丹後
	香河川		H30.10	与謝野町	
	奥山川		H30.10	与謝野町	
	水戸川		H30.10	与謝野町	
岩屋川		H30.10	与謝野町		
加悦奥川		H30.10	与謝野町		
温江川		H30.10	与謝野町		
桜内川		H30.10	与謝野町		
滝川		H30.10	与謝野町		

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html

(3) 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた第3章の市町村防災会議の責任に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(4) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項によるものを含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるとともに、同組織を置いたときは、市町村長に報告しなければならない。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、避難確保計画の作成が義務付けられた要配慮者利用施設に対し、講習会を開催するなど避難確保計画作成を促進する。

(6) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(7) 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第 21 章 大阪府及び兵庫県との協定事項

1 大阪府との協定事項

- (1) 本府管内における淀川及び同支川、木津川及び桂川の堤防が決壊又は溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに大阪府都市整備部河川室に通報するとともに、その後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第 23 条の規定に基づいて行動すること。

2 兵庫県との協定事項

- (1) 兵庫県内における竹田川の堤防が決壊、又は溢水の危険がある場合、又は決壊した場合は、直ちに京都府中丹西土木事務所に通報するとともにその後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第 23 条の規定に基づいて行動すること。
- (3) 市島町量水標（兵庫県丹波土木事務所）が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、京都府中丹西土木事務所に通報すること。

水防活動報告書様式（1）

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法									
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の				
	丸太					死 傷				
	その他					雨量水位の				
					状 況					
水防活動に関する 自己批判 備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告書様式(2)

水防管理団体名 _____

平成30年台風第〇号における水防活動 (京都府〇〇市消防団・平成29年9月〇〇日～〇〇日)

〇概要

〇〇市〇〇消防団、〇〇市〇〇水防団…は、平成30年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 2 2 章 土地の立入の身分証明書

知事又は水防管理者が、水防計画を作成するために必要がある場合、必要な土地に立ち入らせるときに携帯する身分証明書は、次のとおりである（水防法第 49 条第 2 項）。

表

8 cm 4 mm	
水 防 職 員	
第 号	交付 令和 年 月 日
所 属 機 関 名	水 防
職 名	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
所 属 機 関 の 長 名	印
6 cm	

裏

心 得
1 本証は、自己の身分を証明する。
2 記名以外の者の使用を禁ずる。
3 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返還する。
4 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正を受ける
5 本証は、水防法第 49 条第 2 項の規定により土地に立ち入る場合の証票である。